

しょう がい しゃ ほ けん ふく し
障害者保健福祉

ねん
ひの6か年プラン

しょうがいしゃけいかく
障害者計画

れいわ ねんど れいわ ねんど
令和6年度～令和11年度

だい き ひ の し しょうがいふく し けいかく
第7期日野市障害福祉計画

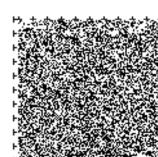
だい き ひ の し しょうがい じ ふく し けいかく
第3期日野市障害児福祉計画

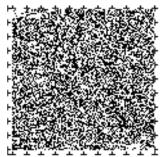
れいわ ねんど らいわ ねんど
令和6年度～令和8年度



ひ の し
日野市

れいわ ねん がつ
令和6年3月





～はじめに～

このたび、「障害者保健福祉ひの6か年プラン」として、「障害者計画」、「第7期日野市障害福祉計画」及び「第3期日野市障害児福祉計画」の3つの障害者福祉施策を推進する計画を策定いたしました。

これまでの間に、平成30年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、障害のある方の望む地域生活の支援、障害のある子どもに対する支援ニーズの多様化への対応等の環境整備が規定されました。令和4年には障害者総合支援法等の改正があり、障害のある方等の地域生活や就労の支援の強化等が規定されました。

また、令和3年には、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(医療的ケア児支援法)、令和4年には、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)が施行される等、障害者(児)を取り巻く環境も変化してきています。

本計画では、一人ひとりがかけがえのない存在として認め合いながら安心して暮らせる地域の実現として「ともに生きるまち日野」を目指すべき姿として、市が取組むべき障害者施策の方向を示しました。

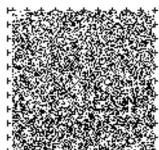
この計画にそって、障害者施策の推進をしてまいりますが、その展開にあたっては、「誰一人取り残さない」というS D G'sの理念も含め、皆様がお困りとなっている課題等をしっかりと把握し、これまで以上に自らの問題として、市・市民・事業者が、相互に連携、協働し取組んでまいります。

最後に、日野市障害者計画等策定委員会の皆様、パブリックコメントでご意見をお寄せいただきました皆さまをはじめ、本計画の策定に携わっていただいたすべての方々に心からお礼申し上げます。

令和6年3月

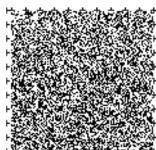


おおつぼ ふゆひこ
日野市長 大坪 冬彦

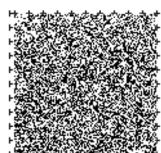


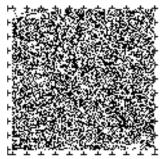
もくじ

だい しょう けいかく さくてい あ	
第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の背景	1
2 東京都の動向	3
3 日野市のこれまでの取組	4
4 計画の位置付け	5
5 計画期間	7
6 S D G sに基づいた取組	7
だい しょう ひのし しょうがい かた じょうきょう	
第2章 日野市の障害のある方をとりまく状況	9
1 人口及び障害のある方の状況	9
2 アンケート結果からみる障害のある方の状況	14
3 前計画の振り返り	19
4 現状を踏まえた課題	23
だい しょう しょうがいしゃいかく	
第3章 障害者計画	27
1 計画の体系	27
2 目指すべき姿	28
3 実現すべき社会	28
4 施策の方向性	29
だい しょう しさく ほうこうせい てんかい	
第4章 施策の方向性と展開	31
方向性1 差別の解消と権利擁護の推進を行う	31
方向性2 地域での様々な活動を通して障害理解を深める	32
方向性3 情報保障を推進する	33
方向性4 福祉と教育が一体となり子どもの成長を支援する	34
方向性5 関係機関のつながりを強化し切れ目のない支援を充実する	35
方向性6 福祉人材を育成し、定着を支援する	36
方向性7 地域生活への移行を支援する	36
方向性8 安心して暮らせるまちづくりを推進する	37



ほうこうせい　さいがい　そな　　たいせい　こうちく 方向性9 災害に備える体制を構築する	38
ほうこうせい　しょうがい　かた　ささ　かぞく　しえん 方向性10 障害のある方を支える家族を支援する	39
ほうこうせい　しごと　とお　ち　いきこうけん　しくみ 方向性11 仕事を通して地域貢献できる仕組をつくる	40
すう　ち　もくひょう 数値目標	41
し　さく　じ　ぎょういちらん 施策と事業一覧	42
だい　しょう　しょうがいふく　しけいかく 第5章 障害福祉計画	59
しょうがいふく　しけいかく 1 障害福祉計画について	59
すうちもくひょう	
2 数値目標	60
しょうがいふくし　じぎょうりょう　み　こ 3 障害福祉サービスの事業量見込み	69
ち　いきせいかつ　し　えん　じ　ぎょう　じ　ぎょうりょう　み　こ 4 地域生活支援事業の事業量見込み	77
だい　しょう　しょうがい　じ　ふく　しけいかく 第6章 障害児福祉計画	83
しょうがい　じ　ふく　しけいかく 1 障害児福祉計画について	83
すうちもくひょう	
2 数値目標	84
しょうがい　じ　つうしょ　し　えんどう　じ　ぎょうりょう　み　こ 3 障害児通所支援等の事業量見込み	85
だい　しょう　けいかく　すいしん 第7章 計画の推進	89
けいかく　すいしん　む 1 計画の推進に向けて	89
さんこう　しりょう 参考資料	91
さくてい　い　いんかい　い　いんめい　ぼ 1 策定委員会委員名簿	91
さくてい　い　いんかい　い　いんめい　ぼ 2 策定委員会検討経過	92
よう　ご　かいせつ 3 用語の解説	93
しょうがい　かん 4 障害に関するシンボルマーク	100





だい しょう けいかく さくてい あ 第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

近年の障害者福祉を取り巻く状況をみると、障害の種類や範囲は増加・拡大し、それに伴い障害福祉サービスへのニーズも多様化・増加しています。特に、超高齢社会への進行が加速するなか、障害のある方の高齢化や高齢になってから障害がある状態となる方の増加、障害のある方を支える家族の高齢化に加え、顕在化してきている「親亡き後」問題など、新たな課題への対応や複合的な支援体制の構築が必要になっています。

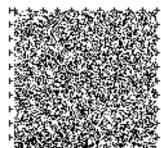
その他にも、増加する重症心身障害者（児）、医療的ケアを必要とする方への支援及び精神障害のある方の地域移行の支援や成年後見制度も含めた意思決定支援といった、障害者施策に関する課題が大きくクローズアップされてきています。

また、一人ひとりの命の重さは障害のあるなしによって少しも変わることはないという価値観の共有、すべての市民が障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら暮らす共生社会の実現が重要であると考えられます。

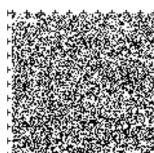
さらに、東京オリンピック・パラリンピックを機会に、共生社会の実現に向けて加速が図られた「心のバリアフリー」と「ユニバーサルデザインの街づくり」といった2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシーの継承とともに、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、「共生社会の実現」に向かって障害者施策の基本理念と共通のことから、様々なステークホルダーが協力し、持続可能なうとうせいぜいほうせつせいしゃかいじつけんむどりくみすいしんこんごいつそうひつよう能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた取組を推進していくことが、今後、一層必要となってきます。

« 障害者福祉施策に関する近年の国の動向 »

ねん 年	かんれんほうれいとう 関連法令等
へいせい ねん 平成23年	しょうがいしゃ きほんほう いちぶかいせい ・障害者基本法の一部改正 もくでききていしょがい かた ていぎ みなお
へいせい ねん 平成24年	しょうがいしゃきゅうたい ぼうし しょうがいしゃ ようこしゃ たい しえんどう かん ほうりつ しょうがいしゃきゅうたい ぼうし ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）の施行 ほうし しこう かた ぎやくたい ぼうし かかくにとう せきむきてい ぎやくたい そうきはっけん どりょくぎむ
へいせい ねん 平成25年	しょうがいしゃ にちじょうせいかつよよ しゃかいせいかつ そうこうてき しえん ほうりつ しょうがいしゃそうごう しえん ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の施行 ほう しこう かた はんい なんびょう くわ ・障害者自立支援法を改称、障害のある方の範囲に難病を加えるなど くにどう しおがいしゃしゃうろう しせつどう ぶっぴんどう ちゅうたつ すいしんどう かん ほうりつ しおがいしゃゆう 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）の施行 せんちょうたつすいしんほう しこう ・公的機関の物品等の障害者就労施設等からの優先的・積極的な購入の推進



年	関連法令等
平成26年	障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)を批准
平成28年	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の施行 ・不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務など 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行 ・不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務など
平成30年	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行 ・障害のある方の望む地域生活の支援、障害のある子どもに対する支援ニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 障害者による文化芸術の推進に関する法律(障害者文化芸術推進法)の施行 ・障害のある方により文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の確保など
令和元年	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)の施行 ・視覚障害のある方等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進
令和3年	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(医療的ケア児支援法)の施行 ・国・地方公共団体や保育所・学校の設置者等の責務の明文化、医療的ケア児支援センターの指定など
令和4年	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)の施行 ・障害のある方の情報の取得利用・意思疎通に係る施策の総合的な推進 障害者総合支援法等の改正(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律について) ・障害のある方等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害のある方等の希望する生活を実現するため、 ①障害のある方等の地域生活の支援体制の充実 ②障害のある方の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進 ③精神障害のある方の希望やニーズに応じた支援体制の整備 ④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化 ⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾患についてのデータベースに関する規定の整備 等の措置を講ずることを目的とする。
令和6年	改正障害者差別解消法の施行(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律) ・国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加 ・事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化 ・障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

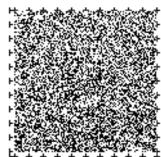


2 東京都の動向

都では、平成18年に策定した長期計画『10年後の東京』において、「10年間で障害者雇用の3万人増加」を目標に掲げ、東京都障害者就労支援協議会では、平成20年11月に「首都TOKYO障害者就労支援行動宣言」及び宣言達成のための具体的取組である「障害者雇用・就労推進TOKYOプラン(行動指針)」を策定し、障害者雇用の増加を目指して多様な取組を進めてきました。その後、平成26年12月に策定した「東京都長期ビジョン」において新たに掲げた「2024年度末までに障害者雇用を4万人増加」の目標を、平成28年12月に策定した「2020年に向けた実行プラン」においても引継ぎましたが、令和元年6月で4万人増の目標を達成し、今現在は、令和3年3月に策定した「『未来の東京』戦略」で掲げた「2030年度末までに障害者雇用を4万人増加」の目標に取組んでいます。

また、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方といった、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成した「ヘルプマーク」について、平成24年から希望する方々に配布を開始し、現在では民間事業者や全国の自治体にも拡がっています。

さらに、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、手話を使用しやすい環境づくりを推進することにより、手話を必要とする方の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会を実現するため、「東京都手語言語条例」を制定し、令和4年9月1日に施行しました。



3 日野市のこれまでの取組

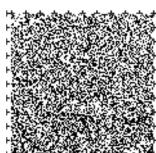
市ではユニバーサルデザインに配慮したまちづくりのための施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(第二次日野市ユニバーサルデザインまちづくり推進計画)を定めるとともに、平成21年に日野市ユニバーサルデザイン推進条例を施行しています。

平成26年4月に、18歳までの発達面、行動面、学校生活面において支援を必要とする子ども、子どもの育ちについて不安がある保護者の総合的な相談・支援機関である「エール(日野市発達・教育支援センター)」を開設し、平成27年4月には、「にこわーく(日野市障害者生活・就労支援センター)」を開設しました。

「エール」には、福祉と教育の両面を担う部署が設置されており、多様な専門職(心理士、言語聴覚士、作業療法士、保健師、スクールソーシャルワーカーなど)による連携した支援が行われています。子どもの育ちに関する相談窓口を一本化し、福祉と教育が一体となって継続的に支援することで子どもの健やかな成長を図っています。

「にこわーく」では、障害のある方の就労や生活の相談、就労のための訓練などを一体的に行い、障害のある方が働きながら地域で生活していくためのサポートを行っているほか、市民に障害を理解していただくための情報発信やイベントを行っています。障害のある方が、地域で生きがいと誇りをもって働くことで、自己実現と同時に、地域の活性化にも貢献しています。

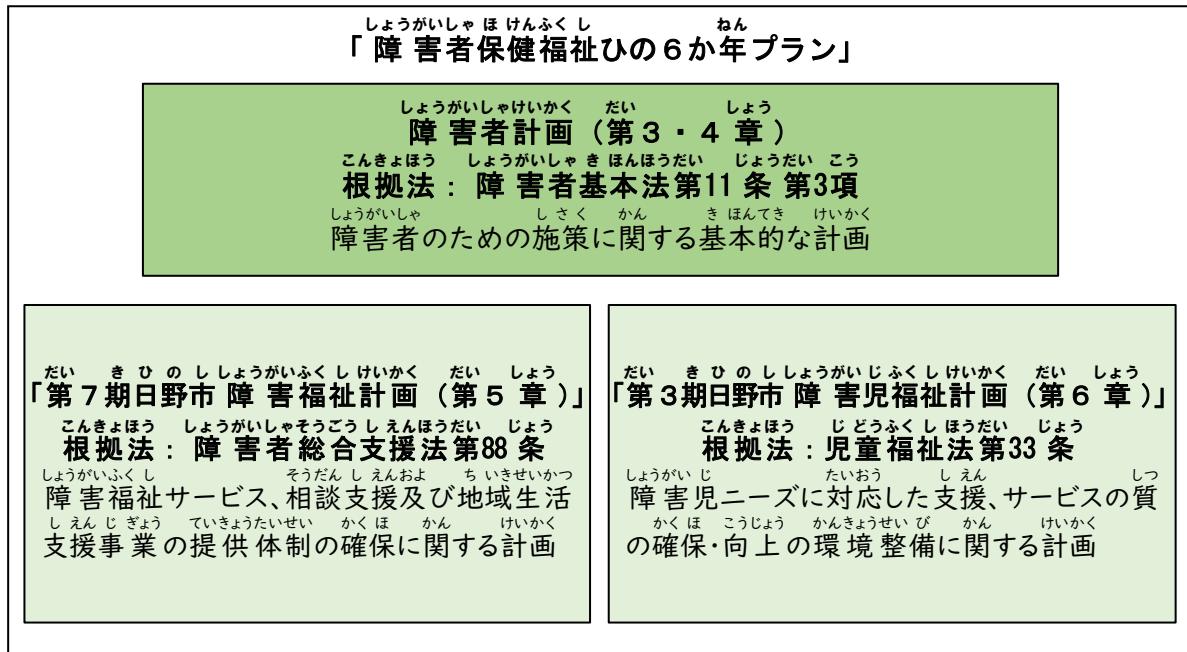
また、国において、平成28年4月に障害を理由とする差別の解消を推進するために「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行された趣旨に合わせ、市でも、障害のあるなしに関わらず、誰もがお互いの人格と個性を尊重して支え合い、安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、平成29年3月に「日野市障害者差別解消基本方針」を策定しました。さらに、令和元年9月には、障害のある方や関係団体、事業者など市民の皆様と検討を重ねた「日野市障害者差別解消推進条例」を制定、令和2年4月に施行し、障害者差別解消の推進に取組んでいます。



4 計画の位置付け

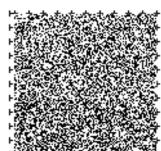
本計画は、障害者基本法第11条第3項に定められた市町村障害者計画として、市の障害福祉に関する施策について、中・長期的な視点から総合的かつ計画的に推進する目的で策定する「障害者計画」と、障害者総合支援法第88条に定められた市町村障害福祉計画である「日野市障害福祉計画」及び児童福祉法第33条に定められる市町村障害児福祉計画である「日野市障害児福祉計画」を一體的に策定するものです。障害のある市民の現状を把握し、国及び東京都の関連計画との整合性を図りながら、市の障害者保健福祉に関する事項を策定するものです。

《日野市の障害者保健福祉に関する計画の関係図》

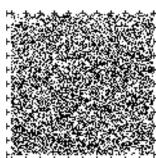
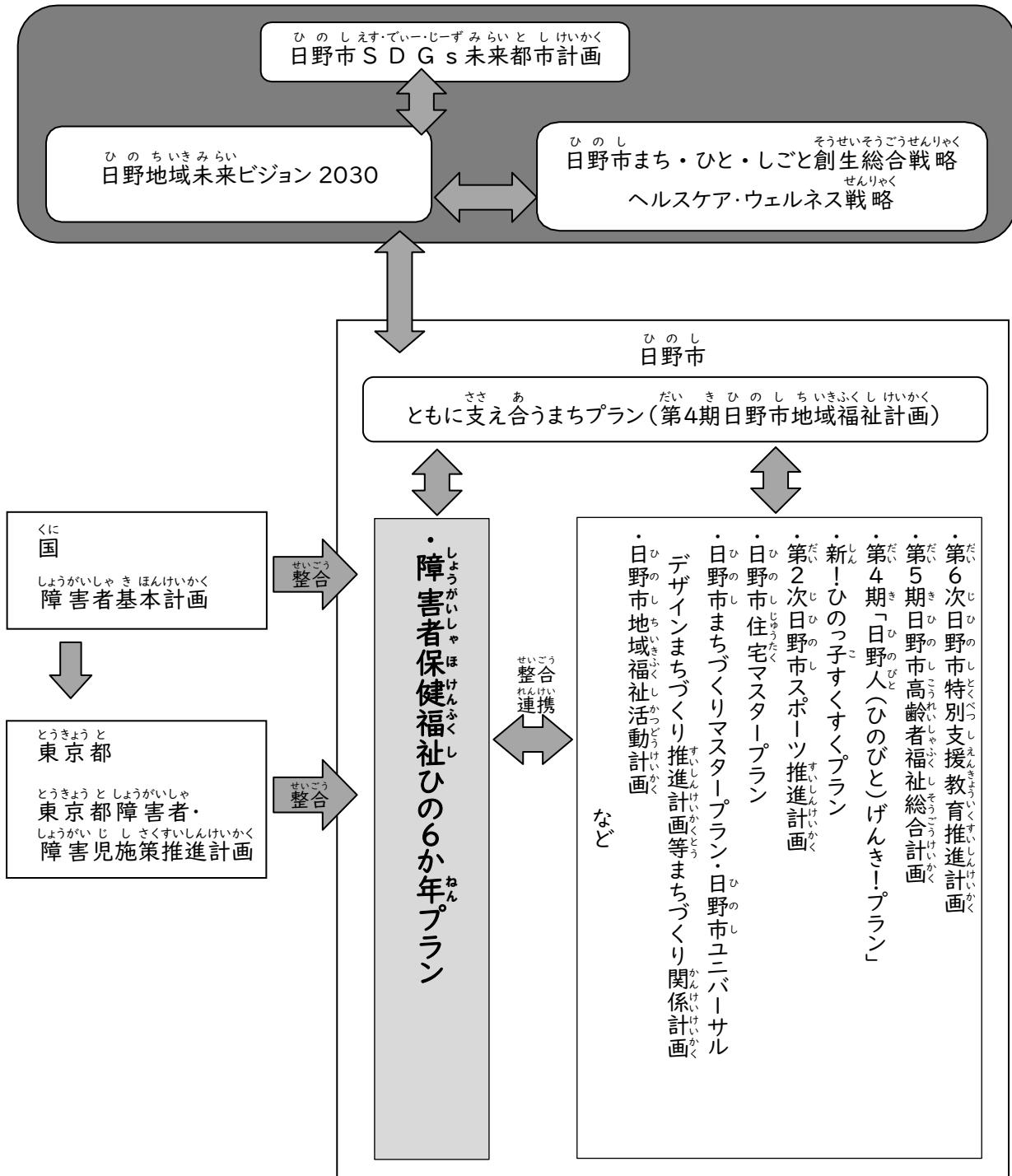


また、日野市では、日野地域未来ビジョン2030(令和5年度～令和12年度)において、障害福祉に関する2030年にありたい姿(花)として、以下の二つが挙げられています。

- ・誰もが当事者として考え方、意思決定に参加できるまち
- 性別や障害の有無にかかわらず、誰もが場に参加することができ、当事者の視点が反映される。
- ・何があっても、何とか働き続けられるまち
- 長い人生の中で、たとえ病気や障害があっても、子育てや介護があっても、理解やサポートを得ながら自分らしく働き続けられるようになっている。



ひのし
しょうがいぶんや かくしゅけいかく いち
≪日野市における障害分野の各種計画の位置づけ≫



5 計画期間

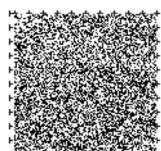
本計画の計画期間は令和6年度～令和11年度の6か年とします。なお、障害者総合支援法に基づき策定する第7期日野市障害福祉計画(第5章 障害福祉計画)、及び児童福祉法に基づき策定する第3期日野市障害児福祉計画(第6章 障害児福祉計画)の計画期間は令和6年度～令和8年度の3か年とします。

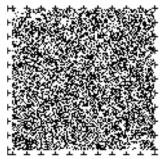
« 障害者保健福祉ひの6か年プランの計画期間 »

令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
障害者計画					
第7期日野市障害福祉計画			次期日野市障害福祉計画		
第3期日野市障害児福祉計画			次期日野市障害児福祉計画		

6 SDGsに基づいた取組

SDGsとは、「2030年までに私たちの社会をもっとよくしていく」ことをめざして、2015年9月の国連サミットで採択された国際目標、行動計画のこと、17の大きな目標で成り立っています。日野市は、令和元年7月に都内では初めて「SDGs未来都市」に選定されました。令和4年3月には「第2期SDGs未来都市計画」を策定し、SDGs(Sustainable Development Goals:エス・ディー・ジーズ(持続可能な開発目標))の達成に向か、市民、企業、行政が対等なパートナーシップをもって地域づくりを行っています。



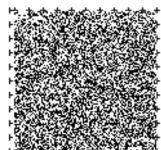
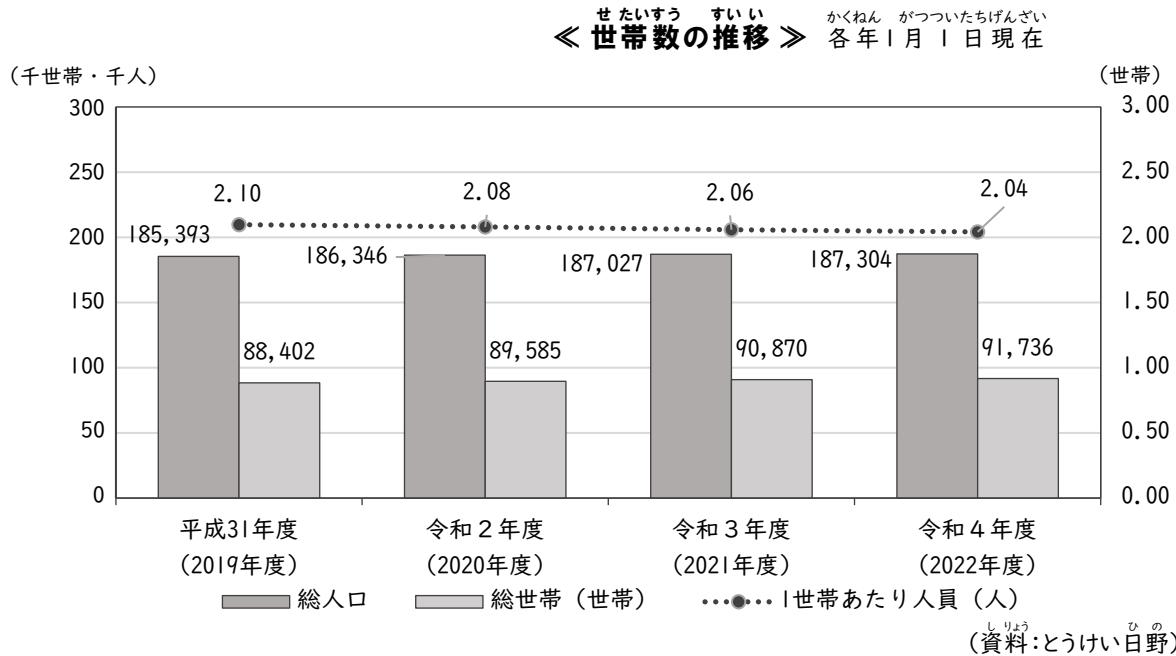
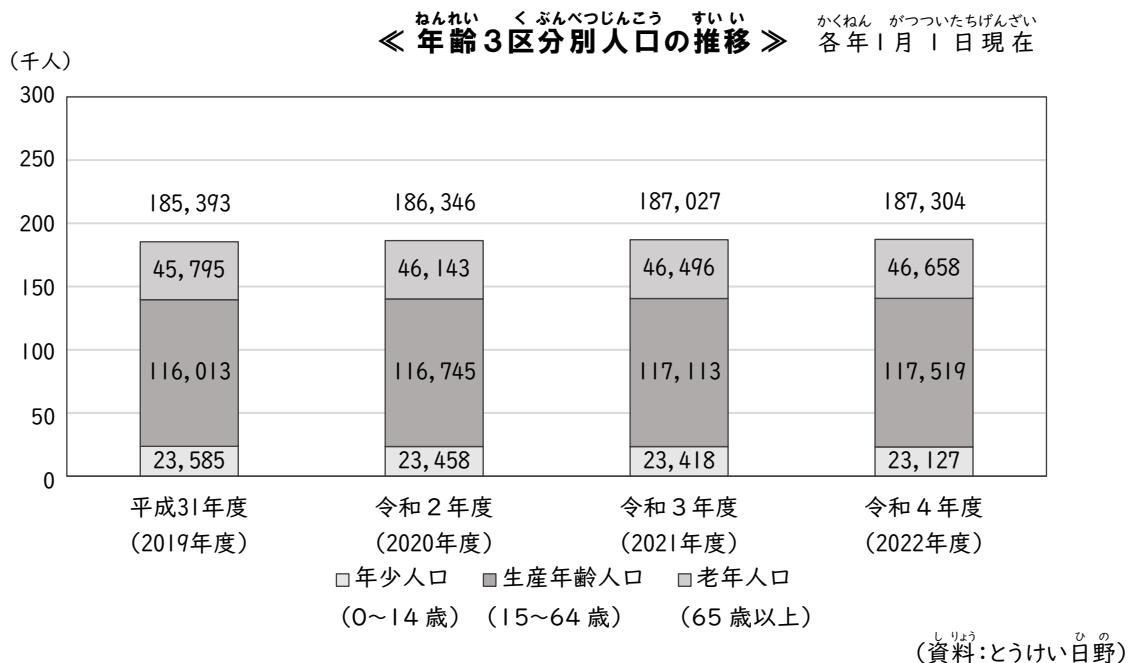


だい じょう ひ の し しょうがい かた じょうきょう 第2章 日野市の障害のある方をとりまく状況

1 じんこうおよ しょうがい かた じょうきょう 人口及び障害のある方の状況

(1) じんこう せたいすう どうこう 人口や世帯数の動向

ひのし じんこう きんねん びぞうけいこう せたいすう ぞうかりつ じんこう ぞうかりつ うわまわ いつせ
日野市の人口は近年微増傾向にありますが、世帯数の増加率が人口の増加率を上回っており、一世
たいあ じんいん げんしょくけいこう
帯当たりの人員はやや減少傾向です。



(2) 各種手帳の交付状況

身体障害者手帳所持者数は、途中、微減傾向もありましたが、概ね横ばい傾向で推移しています。一方、知的障害者「愛の手帳」所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数・自立支援医療費(精神通院)受給者は、増加傾向で推移しています。

《障害種類別身体障害者数及び身体障害者手帳所持者実人数》

(各年度末現在、単位:人)

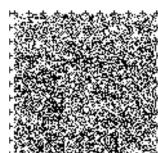
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
総数		5,664(188)	5,722(186)	5,644(175)	5,516(170)	5,674(186)
障害種別	肢体不自由	2,933(130)	2,932(129)	2,846(125)	2,749(118)	2,772(126)
	音声言語機能障害	102(1)	111(1)	106(1)	106(1)	110(2)
	視覚障害	417(5)	422(6)	434(4)	416(3)	440(6)
	聴覚平衡機能障害	468(21)	486(18)	484(16)	492(17)	505(17)
	心臓	893(15)	898(16)	886(15)	900(14)	894(17)
	腎臓	461(0)	469(0)	476(0)	468(0)	483(0)
	呼吸器	60(6)	57(6)	47(7)	51(6)	52(8)
手帳所持者実人数		330(10)	347(10)	344(9)	355(9)	418(10)
手帳所持者実人数		-	4,611(121)	4,551(111)	4,491(110)	4,603(119)

(資料:障害福祉課)

*表中の数値は2つ以上の障害がある場合、それぞれの障害等級ごとにカウントしているため、総数は身体障害の方の実数とは異なる

*手帳所持者実人数は平成30年度以前は未集計

*カッコ内の数字は18歳未満の人数(以下同様)



ちてきしょうがいしゃ　あい　てちょう　しょじしゃ
《知的障害者「愛の手帳」所持者》

かくねんどまつげんざいたんいにん
 (各年度末現在、単位：人)

		へいせいねんど 平成30年度 (2018年度)	れいわがんねんど 令和元年度 (2019年度)	れいわねんど 令和2年度 (2020年度)	れいわねんど 令和3年度 (2021年度)	れいわねんど 令和4年度 (2022年度)
そうすう 総数		1,295(389)	1,333(401)	1,379(390)	1,472(410)	1,543(425)
種別	けいど 軽度	659(215)	680(223)	716(216)	749(223)	801(234)
	ちゅうど 中度	284(82)	294(89)	293(79)	333(96)	338(97)
	じゅうど 重度	302(80)	309(78)	319(82)	334(77)	345(81)
	さいじゅうど 最重度	50(12)	50(11)	51(13)	56(14)	59(13)

しりょう　しょうがいふくしか
 (資料：障害福祉課)

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょうしょじしゃすう　じりつしえんいりょうひ　せいしんつういん　じゅきゅうしゃしょうこう　ふすう
《精神障害者保健福祉手帳所持者数・自立支援医療費（精神通院）受給者証交付数》

かくねんどまつげんざいたんいにん
 (各年度末現在、単位：人)

		へいせいねんど 平成30年度 (2018年度)	れいわがんねんど 令和元年度 (2019年度)	れいわねんど 令和2年度 (2020年度)	れいわねんど 令和3年度 (2021年度)	れいわねんど 令和4年度 (2022年度)	
手帳所持者数	そうすう 総数	-	1,580(58)	1,644(64)	1,801(68)	1,925(76)	
	等級	1級	-	99(0)	89(0)	100(1)	115(1)
		2級	-	802(22)	834(28)	913(30)	930(26)
		3級	-	679(36)	721(36)	788(37)	880(49)
じりつしえんいりょうひ 自立支援医療費 じゅきゅうしゃしょうこう　ふすう 受給者証交付数		3,931	4,156	2,608	4,480	5,046	

しりょう　しょうがいふくしか
 (資料：障害福祉課)

しょうがいじ　ほいく　きょういくおよ　とくべつし　えんがっこう　がつきゅう　じょうきょう
(3) 障害児の保育・教育及び特別支援学校・学級の状況

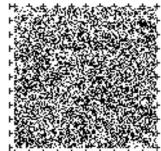
ほいくえん　しえん　ひつよう　えんじすう　よこ　ぞうかけいこう　すいい
 保育園における支援が必要な園児数は、横ばいかから増加傾向で推移しています。

ほいくえん　しえん　ひつよう　えんじすう　すいい
《保育園における支援が必要な園児数の推移》

かくねんどまつげんざいたんいにん
 (各年度末現在、単位：人)

		へいせいねんど 平成30年度 (2018年度)	れいわがんねんど 令和元年度 (2019年度)	れいわねんど 令和2年度 (2020年度)	れいわねんど 令和3年度 (2021年度)	れいわねんど 令和4年度 (2022年度)
えんじすう 園児数		85	83	88	99	109

しりょう　ほいくか
 (資料：保育課)



とくべつ し えんがっこう せつ ち こうすうおよ がっきゅううすう すいい
《特別支援学級の設置校数及び学級数の推移》

かくねん がついたちげんざい たん い こう がっきゅう
 (各年5月1日現在、単位:校、学級)

学校	特別支援学級	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		
		校数	級数	校数	級数	校数	級数	校数	級数	
小学校	固定	知的障害	6	22	6	20	6	22	6	23
		病弱	1	1	1	1	1	1	1	1
	通級	言語障害	2	6	2	6	2	5	2	5
		難聴	1	1	1	1	1	1	1	1
		情緒障害等		※		※		※		※
		ステップ教室	17	※	17	※	17	※	17	※
中学校	固定	知的障害	3	8	3	10	3	9	3	9
		自閉症・情緒障害	2	7	2	6	2	7	2	8
	通級	情緒障害等								
		ステップ教室	8	※	8	※	8	※	8	※

(資料:第6次日野市特別支援教育推進計画)

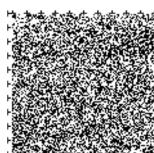
※平成28年度より小学校では、特別支援教室(ステップ)の導入により、情緒障害等通級指導学級の学級数という枠組はなくなりました。

とくべつ し えんがっこうとうつうがくじょうきょう
《特別支援学校等通学状況》

(令和5年5月1日現在、単位:人)

	七生 特別支援学校	八王子東 特別支援学校	合計
小学部	88	21	109
中学部	43	10	53
高等部	46	12	58

(資料:障害福祉課)

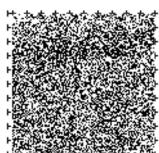


ふくせきせい ど き ぼう じ どう せいとすう すいい
《副籍制度希望児童・生徒数の推移》

(単位:人)

		へいせい 平成30年度 (2018年度)	れいわ 令和元年度 (2019年度)	れいわ 令和2年度 (2020年度)	れいわ 令和3年度 (2021年度)
なな おとくべつ 七生特別 支援学校	しょうがっこう 小学校	56	65	69	63
	ちゅうがっこう 中学校	41	39	27	33
はちおう じひがい 八王子東 特別支援学校	しょうがっこう 小学校	17	19	18	15
	ちゅうがっこう 中学校	6	7	0	3
ろう学校	しょうがっこう 小学校	1	1	1	2
	ちゅうがっこう 中学校	5	3	1	0
もうがっこう 盲学校	しょうがっこう 小学校	0	0	0	0
	ちゅうがっこう 中学校	1	0	0	0
その他の 特別支援学校	しょうがっこう 小学校	0	0	0	0
	ちゅうがっこう 中学校	0	0	0	0
合計	しょうがっこう 小学校	74	85	88	80
	ちゅうがっこう 中学校	53	49	28	36

(資料:第6次日野市特別支援教育推進計画)



2 アンケート結果からみる障害のある方の状況

(1) 調査の概要

① 障害者手帳等所持者等調査

1. 調査対象者	令和4年8月1日を基準日に、日野市の市民から障害種別ごとに無作為に抽出した1,700人
2. 配布数	1,700件
3. 回答数	975件
4. 回収率	57.4%
5. 調査方法	郵送による配布・回収
6. 調査期間	令和4年9月22日～10月20日

※障害種別の内訳は次のとおり

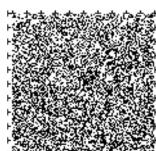
調査対象者	配付数	回答数	回答率
身体障害者手帳所持者	500件	310件	62.0%
愛の手帳(療育手帳)所持者	300件	169件	56.3%
精神障害者保健福祉手帳所持者	500件	257件	51.4%
指定難病医療受給者証所持者	200件	104件	52.0%
児童	200件	135件	67.5%

② 一般市民調査

1. 調査対象者	令和4年8月1日を基準日に、日野市の市民から無作為に抽出した300人
2. 配布数	300件
3. 回答数	140件
4. 回収率	46.7%
5. 調査方法	郵送による配布・回収
6. 調査期間	令和4年9月22日～10月20日

③ 事業所調査

1. 調査対象者	令和4年11月1日を基準日に日野市内の全障害福祉サービス事業所
2. 配布数	156事業所
3. 回答数	131事業所(91通) ※1通に複数事業所分の回答あり
4. 回収率	84.0%
5. 調査方法	郵送による配布・回収
6. 調査期間	令和4年11月11日～12月26日

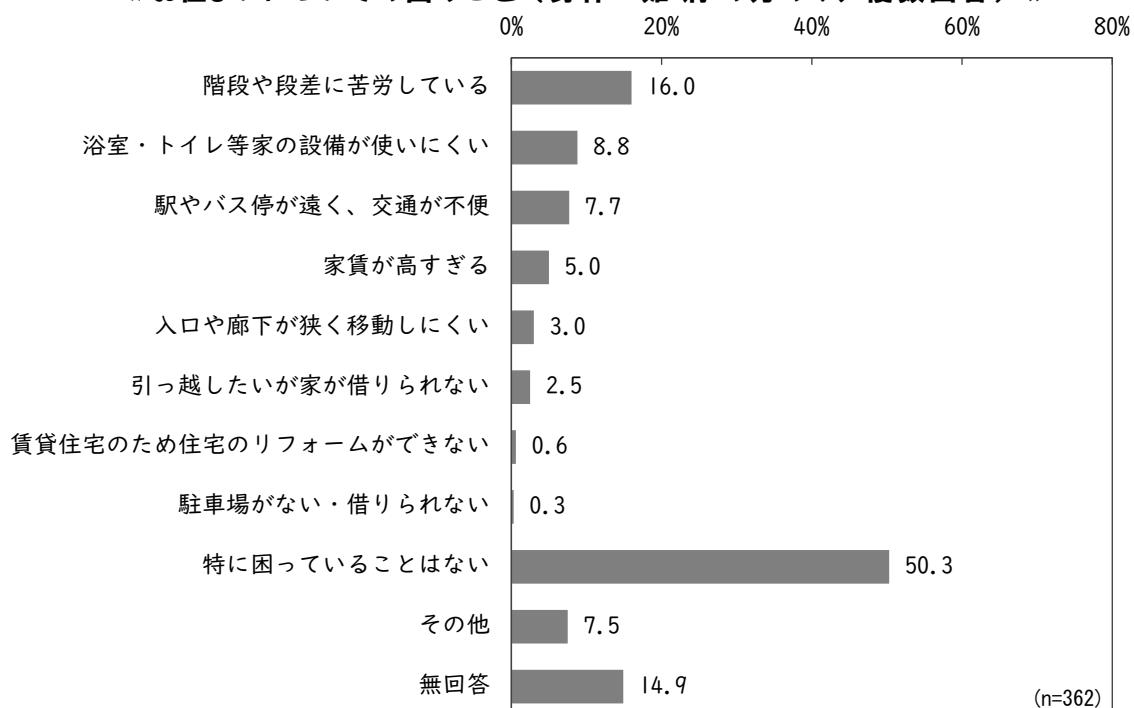


(2) 調査結果の概要

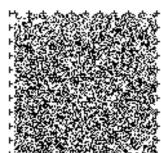
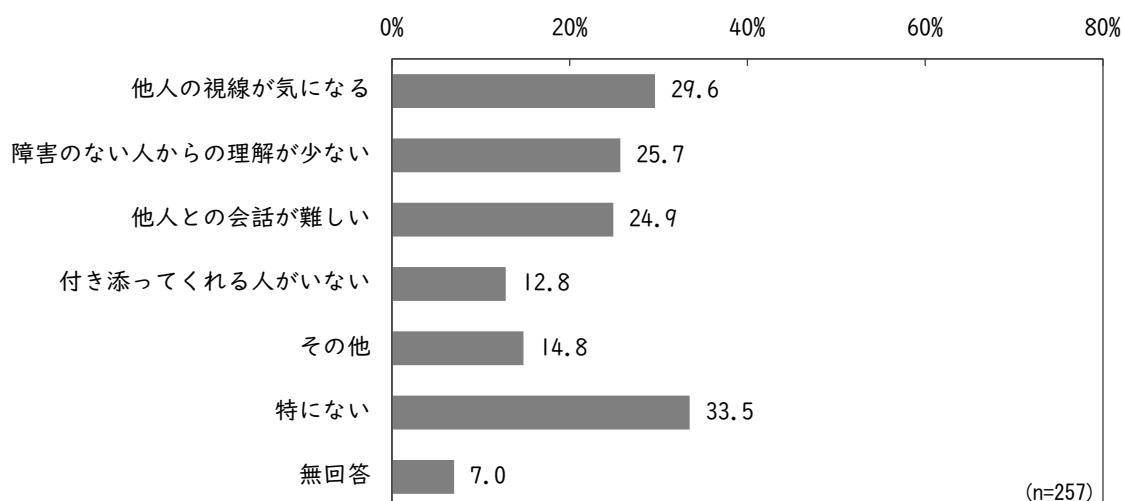
す こま かいだん だんさ くろう よくしつ とういえ せつび つか
住まいについての困りごとでは、「階段や段差に苦労している」や「浴室・トイレ等家の設備が使いにく
い」といった意見が多く挙げられています。

がいしゅつ さい こま たにん しせん き しょうがい ひと りかい すぐ
また、外出の際の困りごとでは、「他人の視線が気になる」や「障害のない人からの理解が少ない」
い けん おお あ
といった意見が多く挙げられています。

《お住まいについての困りごと（身体・難病の方のみ、複数回答）》

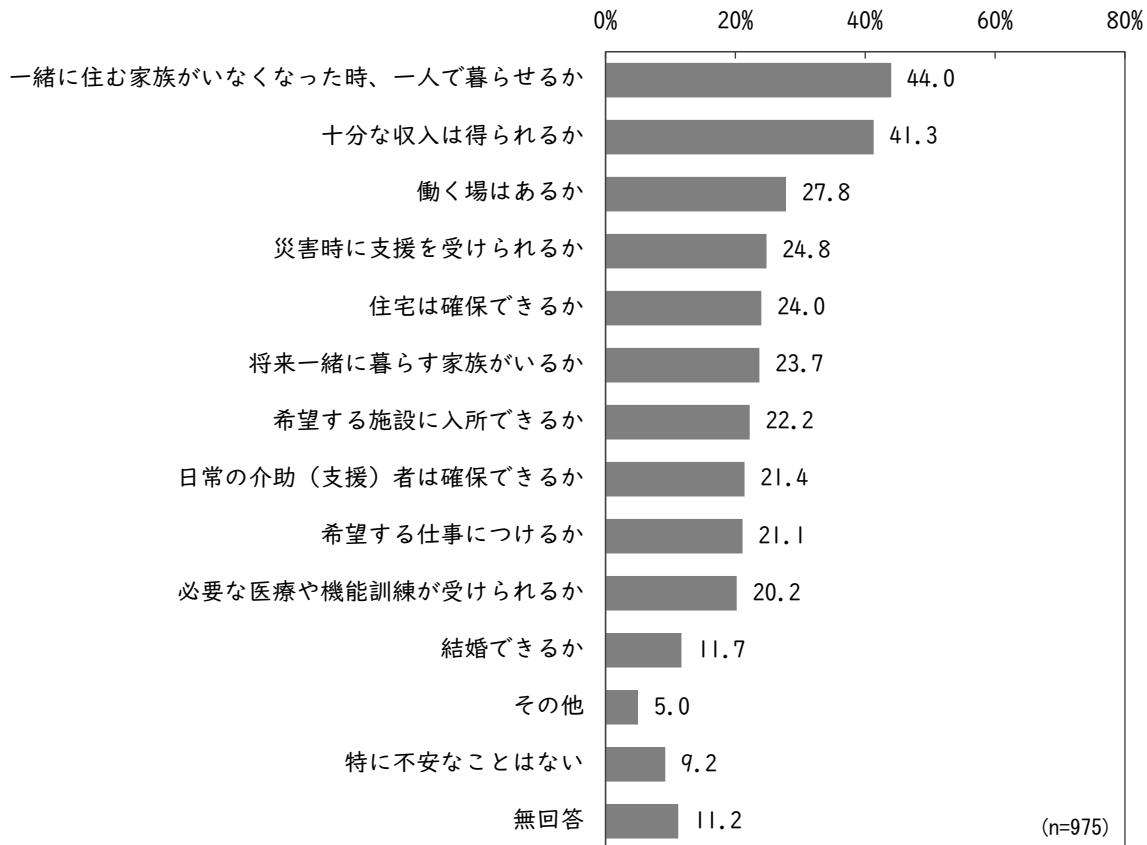


《外出の際の困りごと（精神の方のみ、複数回答）》

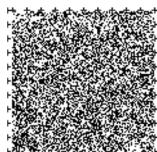
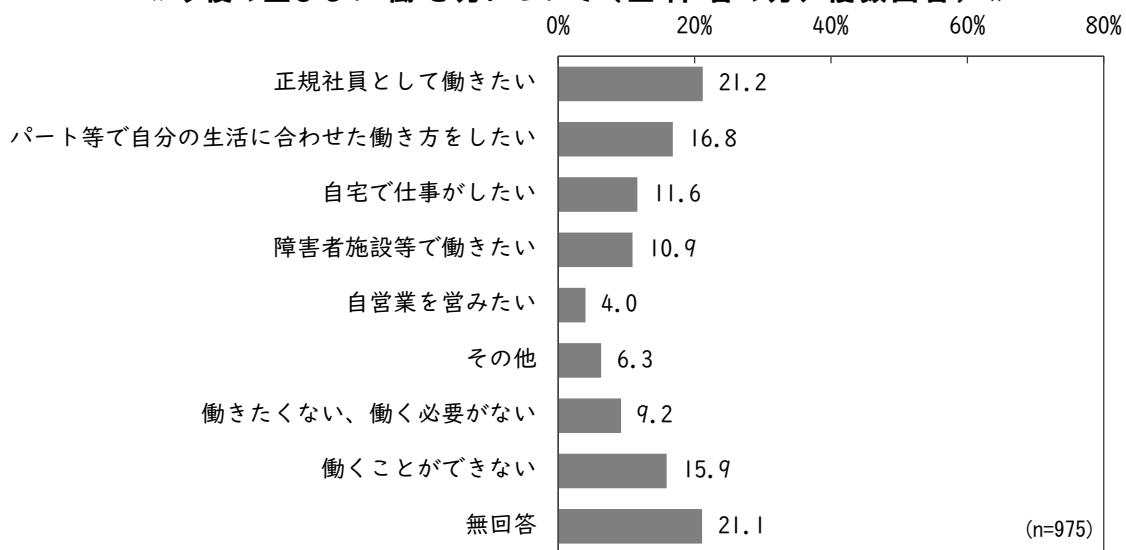


障害のある方の将来に対する不安では、「一緒に住む家族がいなくなった時、一人で暮らせるか」や「十分な収入は得られるか」、「働く場はあるか」といった意見が多く挙げられています。また、望む働き方では、「正規社員として働きたい」が多く挙げられています。

《 将来に対する不安 (全障害の方、複数回答)》



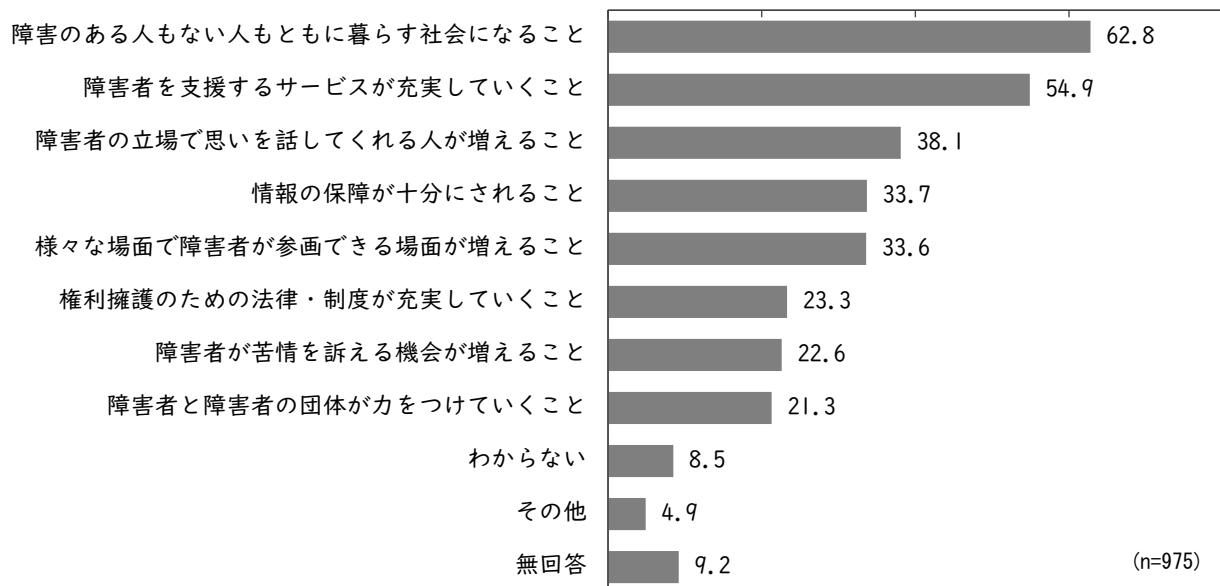
《 今後の望ましい働き方について (全障害の方、複数回答)》



障害のある方の人権を守るために重要なことでは、障害のあるなしに関わらず、ともに暮らす社会の実現や障害福祉サービスの充実が多く挙げられています。

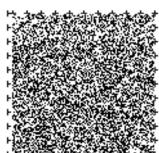
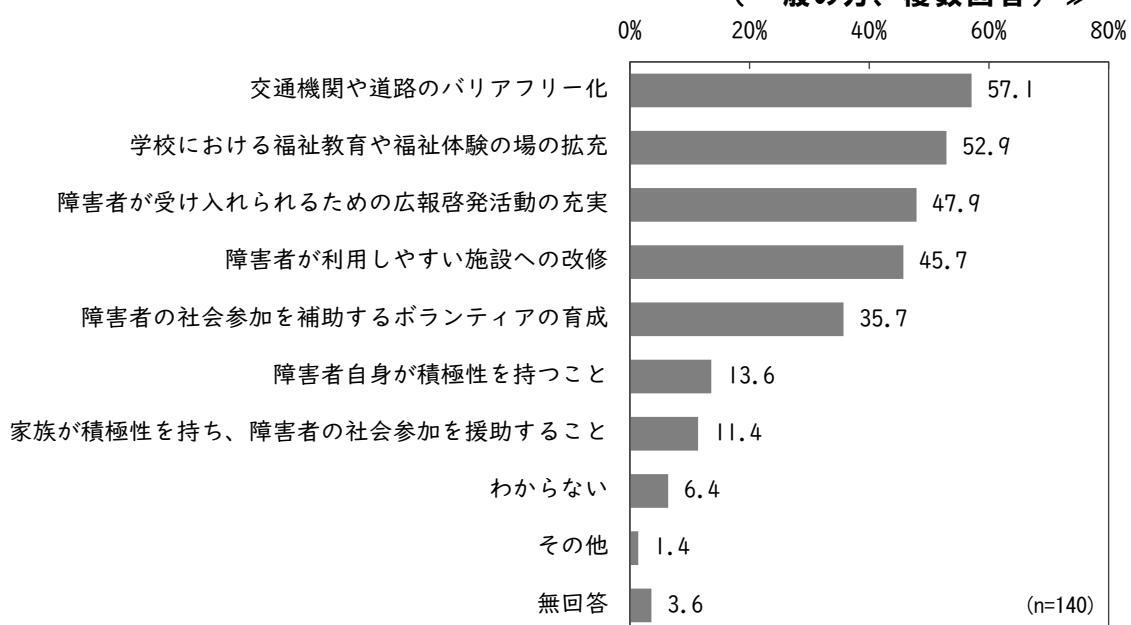
障害のある方の地域や社会への参加にとって大切なことでは、「交通機関や道路のバリアフリー化」、「学校における福祉教育や福祉体験の場の拡充」、「(地域や社会の人々が)障害者を受入れられるための広報啓発活動の充実」といった意見が多く挙げられています。

《 障害のある方の人権を守るために重 要と思われること (全 障害の方、複数回答)》



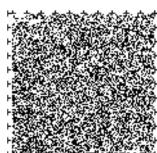
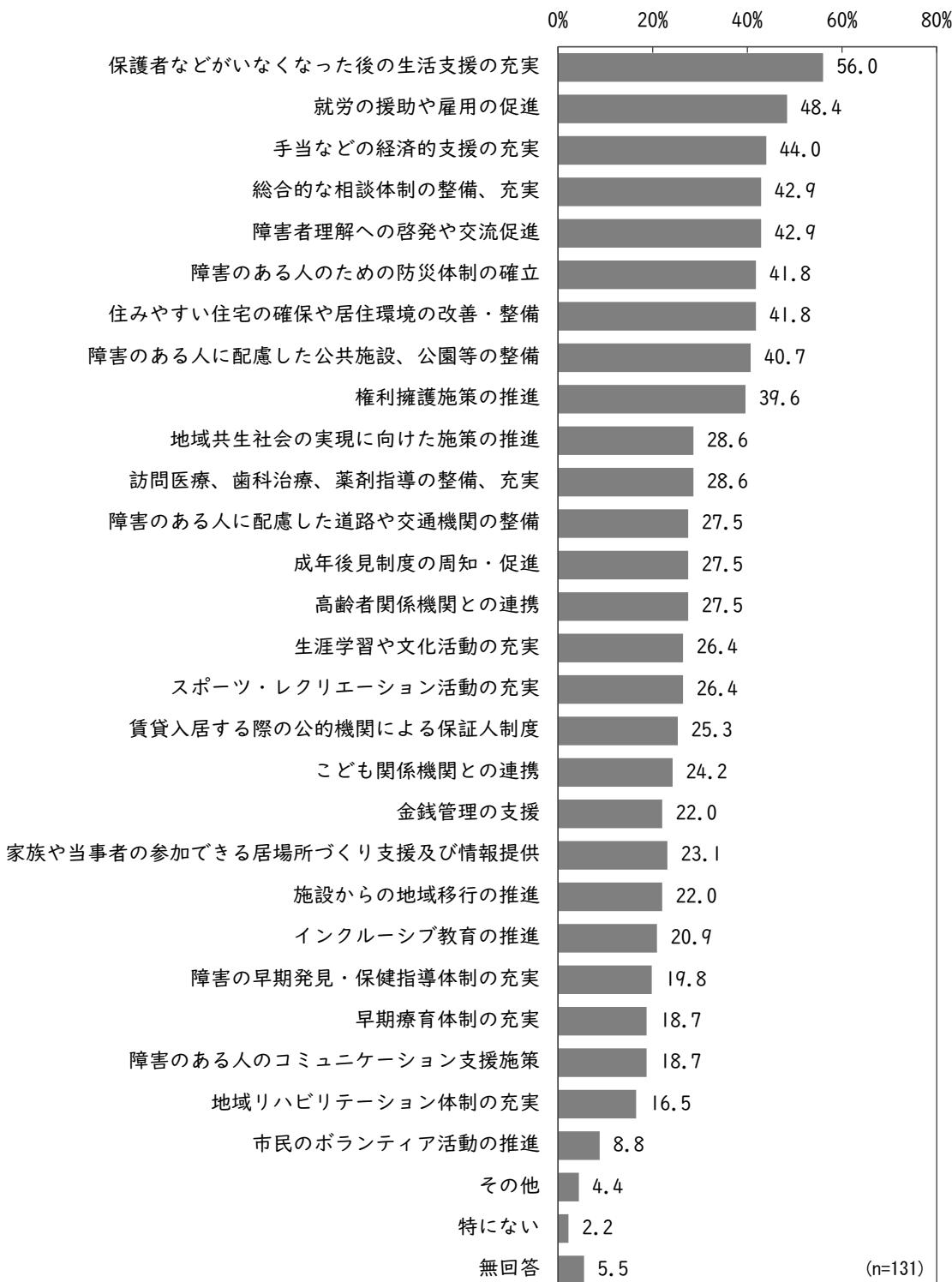
《 障害のある方が地域や社会に参加するために重 要と思われること

(一般の方、複数回答)



障害福祉施策の充実に向けては、「保護者などがいなくなった後の生活支援の充実」や「就労の援助や雇用の促進」、「手当などの経済的支援の充実」、「総合的な相談体制の整備、充実」、「障害者理解への啓発や交流促進」といった意見が多く挙げられています。

≪ 障害福祉施策の充実に向け重要なと思われること（市内事業所、複数回答） ≫



3 前計画の振り返り

(1) 数値目標の達成状況

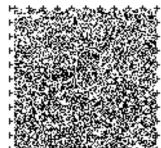
前計画では、基本目標ごとに、基本理念実現に向けた指標を設定しました。
令和4年度時点での評価結果は以下のとおりです。

《基本目標1『認め合い暮らす』の実現に向けた指標の達成状況》

指標	平成28年度 現況値	令和4年度	
		目標値	評価値
障害者差別解消法の認知度について 一般市民が【不当な差別的取扱い禁止】について 知っている割合	35.3%	70%	9.3%
障害理解について 障害のある方に関する情報が伝わっていると考 える一般市民の割合	10.9%	25%	5.0%
権利を守ることについて 成年後見制度を知っている障害のある方の割合	47.3%	70%	43.9%
意思疎通支援について 知的障害・高次脳機能障害のある方等への意思疎 通支援事業	未実施	実施	未実施

《基本目標2『安心・安全に暮らす』の実現に向けた指標の達成状況》

指標	平成28年度 現況値	令和4年度	
		目標値	評価値
災害時に備える体制について 災害時の避難する場所を知っている人の割合	64.8%	100%	66.9%
避難行動要支援者名簿への登載者の割合	59%	65%	49%
指定避難所や福祉避難所の受入体制の整備(思い やりスペース・福祉避難所マニュアル)	一部整備	整備	整備
グループホーム設置促進について 市内グループホーム数	36か所	46か所	74か所
医療機関等との支援体制の整備について (仮称)医療相談支援専門員の配置	未配置	1人配置	未配置



きほんもくひょう い ちから まな じつけん む し ひょう たっせいじょうきょう
《基本目標3『生きる力を学ぶ』の実現に向けた指標の達成状況》

指標	平成28年度 現況値	令和4年度	
		目標値	評価値
切れ目のない支援について 個別の支援計画（かしのきシート）数	960件	「エール」発達・ 教育支援センターの利用者全数	2,905件
相談や支援を利用した実人数	1,300人	2,200人	2,054人

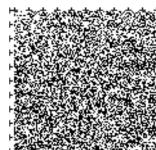
きほんもくひょう ちいき かつやく じつけん む し ひょう たっせいじょうきょう
《基本目標4『地域で活躍する』の実現に向けた指標の達成状況》

指標	平成28年度 現況値	令和4年度	
		目標値	評価値
就労に向けた取組の推進について 生活・就労支援事業「くらしごと」・福祉施設から一般就労した人数	57人	75人	48人
生活・就労支援事業「くらしごと」生活・相談件数	11,904件	14,000件	11,423件
活躍できる場の構築について 共生型の事業拠点整備	0か所	1か所	0か所

きほんもくひょう ささ じつけん む し ひょう たっせいじょうきょう
《基本目標5『つながり・支える』の実現に向けた指標の達成状況》

指標	平成28年度 現況値	令和4年度	
		目標値	評価値
ワンストップ型相談体制の構築について 基幹相談支援センターの整備	未整備	整備	未整備
相談支援の充実 将来のことについて不安を感じている人の割合	65.0%	50%	52.1%
人材の確保について 市内障害者支援施設などで職場体験等を行った児童・生徒・学生数	平成30年度 実績数	10%増	—

※市内障害者支援施設などで職場体験等を行った児童・生徒・学生数については各学校における管理のため未記載



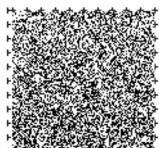
(2) 実施事業の評価

前計画における進行管理として事業ごとに取組状況の評価を実施しました。平成30年度から令和4年度までの各事業の取組状況は、「施策の目標を達成した(A)」及び「施策内容をほぼ取組めた(B)」となっている項目が全体の91.5%(119/130項目)となっています。

基本目標ごとの各施策の評価結果(各評価となった事業数)は以下のとおりです。

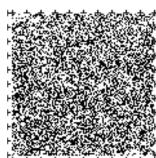
(A:施策の目標を達成した B:施策内容をほぼ取組めた C:一部達成に留まった)

基本目標	施策の項目	評価結果(事業数)			
		A	B	C	計
基本目標1 認め合い暮らし	差別の解消と権利擁護の推進を行う ●障害を理由とする差別の解消の推進 ●虐待の防止 ●権利擁護制度の周知と利用促進	4	15	1	20
	情報保障を推進する ●情報アクセシビリティの向上 ●意思疎通支援の推進	4	7	0	11
	様々な活動を通して障害理解を浸透させる ●文化・スポーツ活動への参加機会の拡充 ●障害のある人の文化・スポーツ活動、遊びの場の充実 ●地域住民と一緒に活動できる機会の増加	2	9	2	13
基本目標2 安心・安全に暮らし	安心して暮らせるまちづくりを推進する ●外出しやすいまちづくり ●多様な住まいの場の充実 ●医療機関等との支援体制の整備 ●生活に必要なサービス・支援体制の充実	1	14	3	18
	災害に備える体制を構築する ●災害時の体制づくり	3	12	0	15
	障害のある人を支える家族を支援する ●家族のリフレッシュや緊急時の支援の充実	0	3	0	3
基本目標3 生きる力を学ぶ	子どもの成長を支援する ●発達の遅れや偏りのある子どもへの早期支援 ●障害のある子どもの青年期へ向けた支援	1	7	0	8
	福祉と教育が一体となり切れ目のない支援をする ●「エール」発達・教育支援センターを中心とした発達支援と教育支援の推進 ●子どもの共育の場の充実	2	5	0	7
	障害のある人の子育てを支援する ●障害のある人の子育ての支援	1	3	1	5



基本目標	施策の項目	評価結果(事業数)			
		A	B	C	計
基本目標4 地域で活躍する	地域とつながり支え合う場をつくる ●コミュニティの中で活躍できる場づくり	0	2	0	2
	就労に向けた支援体制を充実する ●「しごと」と「暮らし」の一体的支援 ●就労へのチャレンジ支援	3	4	0	7
	仕事を通して地域貢献できる仕組をつくる ●地域の活性化につながる仕事を通じた社会貢献	1	0	0	1
	障害者優先調達を推進する ●障害者優先調達の推進	2	0	0	2
	切れ目のない相談支援を充実する ●関係機関のネットワークによる個別支援の推進 ●初期相談からワンストップ型の相談支援ができる体制づくり	1	4	1	6
基本目標5 つながり・支える	福祉人材を育成し、定着を支援する ●福祉人材の確保と育成	0	4	2	6
	社会復帰等に向けた取組を推進する ●心の健康づくり	0	3	0	3
	地域生活への移行を支援する ●地域生活移行への支援	0	2	1	3
	合計	25	94	11	130

注)事業数は、施策は異なるものの重複して記載するもの(※再掲のもの)や、1つの事業であっても担当課が複数にわたり、各担当課ごとに評価を行っているものについて、すべての評価結果をカウントしています。



4 現状を踏まえた課題

本市では、地域で支え合い、誰もが安心してともに暮らせるまちづくりのため、障害者保健福祉ひのく6か年プラン（障害者計画）の基本理念として『ともに生きるまち 日野～一人ひとりがかけがえのない存在として認め合える地域の実現～』を掲げ、5つの基本目標を設定して、各施策に取組んできました。

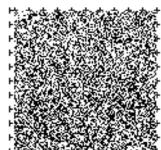
本市の取組状況をもとに、今後、取組むべき課題を前計画の基本目標ごとに整理すると、以下のとおりです。

（1）基本目標 1 認め合い暮らす

差別の解消と権利擁護の推進として、日野市障害者差別解消推進条例の制定、虐待防止センターや権利擁護制度の周知といった、様々な取組を推進してきました。しかしながら、条例やユニークサルデザインに対する認知度が低く、また、権利擁護制度の利用者が少なかったことなどから、本計画では、障害者理解促進・啓発事業を強化するとともに、成年後見制度や市民後見人の仕組に関する更なる周知・強化に努めていくことが必要と考えられます。

また、情報保障の推進では、様々な機会を活用し、情報アクセシビリティの向上に努めてきましたが、今後も引き続き、障害のある方による情報の取得利用・意思疎通の推進の観点から、情報アクセシビリティの向上に継続して取組むとともに、障害特性に配慮した意思疎通支援を促進することが必要です。

文化・スポーツ活動の面では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、一部思うような活動ができませんでしたが、全体を通じて、障害のあるなしに関わらず、様々な交流を図ることができました。本計画では、交流を通して、より一層障害への理解の促進につなげるとともに、障害者スポーツの普及に向け、障害のある方の運動機会の創出や周知を行うことが必要と考えられます。



(2) 基本目標 2 安心・安全に暮らす

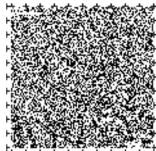
安心して暮らせるまちづくりとして、令和4年度に「第三次日野市バリアフリー特定事業計画」を策定し、現在、当該計画に基づき、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めています。また、障害のある方の外出を支援する取組として、移動支援等サービスの提供を行うとともに、居住支援の一環として「あんしん住まいの日野」の開設や多様なグループホームの設置支援、また、医療機関等との支援体制の一環として、医療的ケア児等支援協議会を設置し総合的な支援体制について検討を進めてきました。

しかしながら、移動支援サービスについては、協定締結事業所数の不足、協定事業所内の従業員不足から、移動支援サービスを利用したい方が利用できない現状があり、また、生活介護事業所をはじめとする重度の障害のある方を受入れる事業所の不足、グループホームの設置数に対する支援員不足など、事業を支える人材面での問題点が明らかとなりました。本計画では、こうした問題点を解決するために、障害福祉人材の確保・定着に向けた取組を強化します。また、医療的ケア児等支援においては、医療的ケア児等コーディネーターの配置や医療機関等との連携、入浴サービスといった支援メニューの拡充、医療的ケアに対応できる人材の確保など、体制整備に向けた検討を進めていくことが必要です。

その他、災害に備える体制の構築では、地域防災計画の修正作業において日野市障害者関係団体連絡協議会や福祉施設等関係団体の意見を反映し、また、避難行動要支援者名簿の活用に向けた自治会向け説明会を開催しました。本計画においても、引き続き関係機関の連携・強化に努めています。また、障害のある方を支える家族支援として、重症心身障害児(者)レスパイト事業や日中一時支援事業などに取組んできました。本計画においても、当該事業の利用の促進を図るため、事業の周知と確実に利用できる体制整備について検討を進めていきます。

(3) 基本目標 3 生きる力を学ぶ

子どもの成長支援では、児童発達支援センター機能の整備や巡回相談事業・保育所等訪問支援事業などに取組み、「エール」(日野市発達・教育支援センター)は令和2年度に児童発達支援センターの指定を受けました。



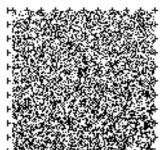
「エール」においては、地域における中核的な支援施設として、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、引き続き、重層的な障害児通所支援の体制整備を図るため、センター機能の充実化に努めていくことが必要と考えられます。また、巡回相談事業・保育所等訪問支援事業については、事業の充実に向けて、制度の周知・強化に努めています。

またこれまで、福祉と教育の一体的・切れ目のない支援としての「エール」の発達・教育支援センター機能充実や、共育の場として保育園・幼稚園・学童クラブでの受入体制の充実にも努めてきました。本計画においても、引き続き、「エール」を中心とし、新たに設置する日野市子ども包括支援センター「みらいく」も含めた関係機関などの連携・強化を図ることで、児童への包括的支援につなげ、すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援する体制を構築する必要があります。また、インクルーシブ教育の推進や医療的ケア児等のスムーズな受入体制の構築について検討を進めていきます。

(4) 基本目標 4 地域で活躍する

コミュニティの中で活躍できる場づくりとして、「日野わーく・わーく」において市内6カ所の障害福祉サービス事業所等が連携し、企業からの共同受注や共同販売、地域に根差した商品開発や仕事の開発といった地域における活動を進めてきました。また、障害のある方の就労支援として、「日野市障害者就労支援センターくらしごと」(※会社やお店で働くように支援するとともに、安心して働き続けられるよう就労相談・支援を行う機関)の運営や障害者就労チャレンジ支援事業といった各種就労支援事業に取組んできました。

地域共生社会の観点から、本計画においても、引き続き、地域で活躍する場の充実を図ることが必要となります。また、「日野市障害者就労支援センターくらしごと」では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、求人数が増えず、就労につながったケースも少なかったこともあり、本計画では、ニーズにあった就労先を新たに開拓するなど、障害のある方の一般就労の機会拡大を図る取組の強化に向け検討を進めています。更に、働く意欲のある高齢障害者の再就職先として、障害者雇用・福祉就労等に広くつなげられるよう、関係機関との連携を強化していくことも必要と考えられます。



(5) 基本目標 5 つながり・支える

つながり・支え合いとして、切れ目のない相談支援の充実や福祉人材の確保・育成、精神障害のある方の社会復帰に向けた取組、障害のある方の地域生活への移行支援などを進めてきました。

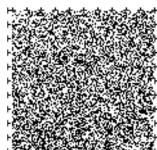
相談支援の充実では、現在の市内の相談支援事業所及びその職員の不足から、新規の受付ができないなどの問題点が明らかになりました。本計画では、現状の相談支援事業における課題の解決に向け、基幹相談支援センターの整備についても議論を進め、今後のあり方等を明確にしていくことが必要です。

また、重点事業のひとつとして、関係機関との協議を通して、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた検討を進めてきました。今後も増加が予想される精神障害のある方への対応を強化するため、本計画でも、引き続き、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた議論を深化させていきます。

福祉人材の確保・育成の面では、施設職員のスキルアップを目的とした研修や児童・生徒の職場体験の場の充実などに努めてきました。しかしながら、研修への参加者が少ないと新型コロナウイルス感染症拡大の影響により職場体験(訪問)を受入れてくれる事業所の減少もあり、思うような結果にはつながりませんでした。

障害のある方の重度化・高齢化が進む中で、福祉人材の確保・定着は、喫緊の課題です。教育委員会と連携した福祉教育の推進や障害理解促進・啓発活動の強化、福祉人材の育成に向けた研修の実施、I C T・ロボットの導入による事務負担の軽減といった、多様な視点による各種取組の強化に向け、検討を進めていきます。

最後に、地域生活の移行支援では、地域生活支援拠点の整備に向けた情報収集や地域移行支援の事業所立上げに向けた検討などを進めてきました。地域生活支援拠点については、令和4年度の法改正も踏まえ、本計画では、整備に向けた議論をさらに深化していくことが必要です。また、地域移行支援のための相談支援についても、日野市精神障害者等支援協議会を中心として、市内の相談資源の充足に向けた検討を進めるとともに、地域移行支援に関わりを持てる機関への働きかけを強化するなど、障害のある方の地域生活への移行に向けた取組をさらに進めています。



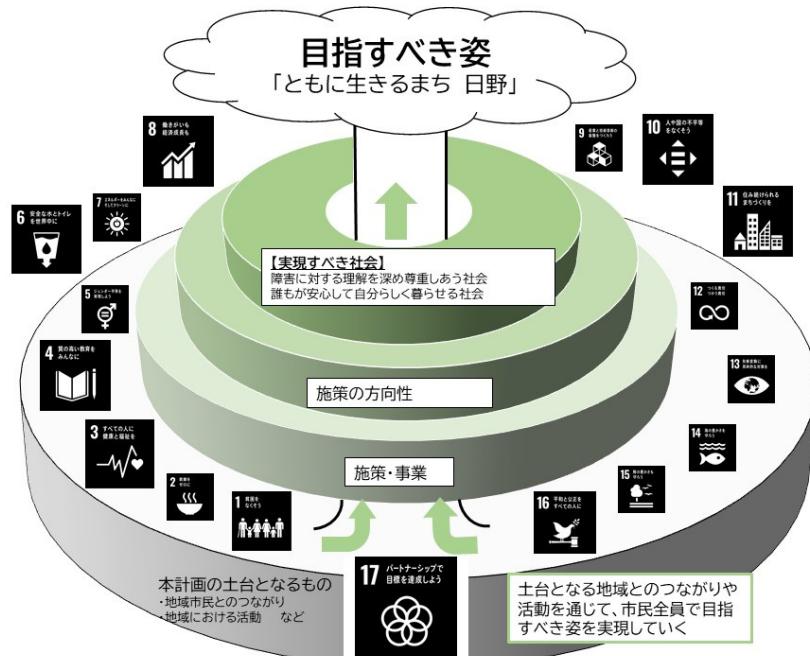
だい しょう しょうがいしゃけいかく 第3章 障害者計画

1 計画の体系

以下の図は、本計画の全体像を示したものです。

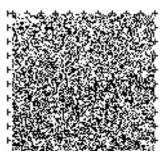
本計画は、日野市の障害福祉に関する施策を定める計画ですが、その実現には障害当事者や関係者だけではなく地域の方々の協力が不可欠です。そもそも、障害のあるなしに関わらず、“すべての市民が”という発想を持つことが差別の解消にもつながることから、地域市民とのつながりや地域における活動が計画の土台となります。

本計画の目指すべき姿が土台が伸びた先にあることで、本計画の土台となる地域市民とのつながりや地域における活動などを通じて市民全員で本計画における目指すべき姿を実現していくことを以下のように表しています。そして目指すべき姿となるために実現すべき社会があり、その実現すべき社会に向けた施策の方向性を定めて施策・事業を展開していくという関連性を表しており、施策・事業を円滑に実施することで目指すべき姿や実現すべき社会となるため、下にいくほど大きくなり上段を支える形となっています。



【SDGsの考え方について】

- この計画の根本にSDGsの考え方があります。
- 実現すべき社会や施策の方向性、施策・事業は各ゴールと関係があるため、周囲に各ゴールを配置しています。
- さらに本計画の実現のためにはその土台として地域とのつながりや事業所間の横のつながりなどが必要となるため、土台に目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」を置いたものとなっています。



2 目指すべき姿

障害のあるなしに関わらず、全ての人が基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有しています。そのため、市では、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域「ともに生きるまち 日野」の実現を目指すべき姿として定めます。

『ともに生きるまち 日野』 ～一人ひとりがかけがえのない存在として認め合いながら 安心して暮らせる地域の実現～

3 実現すべき社会

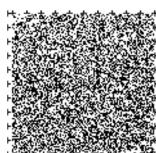
本計画を策定するにあたり、アンケート結果等に基づく現状分析を踏まえ、「目指すべき姿」を実現するために、次の2つの「実現すべき社会」を設定します。

障害に対する理解を深め尊重しあう社会

○地域で暮らす誰もが互いに尊重し認め合える環境を整えます。

誰もが安心して自分らしく暮らせる社会

○誰もが自らの生活のあり方を選択し、行動ができ、安心感と自己肯定感を持って暮らすことのできる「共生社会」の実現を目指します。

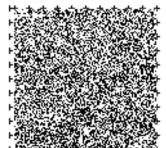


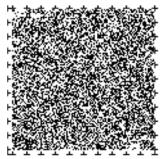
4 施策の方向性

本計画における実現すべき社会に向けた施策の方向性と、それに関連する施策の組合せを以下のとおりとします。

計画期間内において、特に重点的に取組む施策を「重点施策」として施策体系上に位置づけています。

施策の方向性	施策
1. 差別の解消と権利擁護の推進を行う	<p>施策1 障害を理由とする差別の解消の推進 [重点施策]</p> <p>施策2 居候の防止</p> <p>施策3 権利擁護制度の周知と利用促進</p>
2. 地域での様々な活動を通して障害理解を深める	<p>施策1 スポーツ活動の振興</p> <p>施策2 文化活動や遊びの場の拡充を通じ一緒に活動できる機会を増やす</p>
3. 情報保障を推進する	<p>施策1 情報アクセシビリティの向上に向けて検討して取組む [重点施策]</p> <p>施策2 意思疎通支援の推進</p>
4. 福祉と教育が一体となり子どもの成長を支援する	<p>施策1 発達の遅れや偏りのある子どもへの早期支援</p> <p>施策2 障害のある子どもの青年期へ向けた支援</p> <p>施策3 インクルーシブ教育の推進 [重点施策]</p>
5. 関係機関のつながりを強化し切れ目のない支援を充実する	<p>施策1 関係機関のネットワークによる個別支援の推進</p> <p>施策2 相談支援の充実 [重点施策]</p>
6. 福祉人材を育成し、定着を支援する	施策1 福祉人材の確保と定着、育成 [重点施策]
7. 地域生活への移行を支援する	施策1 地域生活移行等への支援 [重点施策]
8. 安心して暮らせるまちづくりを推進する	<p>施策1 外出しやすいまちづくり</p> <p>施策2 多様な「住まいの場」の充実</p> <p>施策3 医療のケア児等への支援体制を整える [重点施策]</p> <p>施策4 生活に必要なサービス・支援体制の充実</p>
9. 災害に備える体制を構築する	施策1 災害時の体制づくり
10. 障害のある方を支える家族を支援する	<p>施策1 介護をしている家族が自分らしい生活を送るための支援</p> <p>施策2 家族が働き続けられる環境づくり</p> <p>施策3 障害のある方の子育てを支援する</p>
11. 仕事を通して地域貢献できる仕組をつくる	<p>施策1 地域の支え手としていきいきと活躍できる場づくり</p> <p>施策2 一人ひとりの「しごと」と「くらし」を一体的に支える</p>





だい しょう し さく ほうこうせい てんかい 第4章 施策の方向性と展開

ほうこうせい さべつ かいしょう けんりょうご すいしん おこな 方向性1 差別の解消と権利擁護の推進を行ふ

し さく しょうがい り ゆう さ べつ かい しょう すいしん じゅうてん し さく 施策1 障害を理由とする差別の解消の推進 「重点施策」

しようがい かた さ べつ しようがい かた ひと かつどうぶん や かつ
障害のある方が差別されることなく、障害のない方と等しく、あらゆる活動分野においていきいきと活
どう じゅうじつ ち いきせいかつ しゃかいせいかつ おく しようと とりくみ すいしん
動し、充実した地域生活や社会生活を送ることができるよう障害者差別解消の取組を推進します。ま
こじん けんり えんかつ こうし し えん
た、個人の権利を円滑に行使することができるよう支援します。

し さく かん とりくみ じ ぎょう 施策に関する取組(事業)

- ひ の し しょうがい いしゃ さ べつかい しょう すいしんじょうれい もと しようと とりくみ すいしん
日野市障害者差別解消推進条例に基づく障害者差別解消に向けた取組の推進
- しようがい いしゃ し せいさんかく し えん
障害者の市政参画支援
- しようがい いり かいそくしん けいはつ じ ぎょう
障害理解促進・啓発事業
- ふくしきういく すいしん
福祉教育ハートフルプロジェクトの推進

し さく ぎやくたい ぼうし 施策2 虐待の防止

しようがい かた そんげん まも じりつ しゃかいさん か さまた ぎやくたい よ ぼう そ う き はつけん む
障害のある方の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう虐待の予防と早期発見に向け
とりくみ おこな ぎやくたい み ぢか もんだい とら しゃかいぜんたい み まも けいはつ おこな
た取組を行います。また、虐待を身近な問題として捉え、社会全体で見守ることができるよう啓発を行
っていきます。

し さく かん とりくみ じ ぎょう 施策に関する取組(事業)

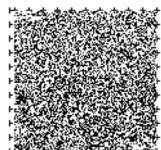
- ぎやくたい ぼうし しゅう ち たいせいいきょう か
虐待防止センターの周知と体制強化
- じ どうぎやくたい たいおう ぼうし けいはつ
児童虐待への対応・防止の啓發
- ひのしこ かてい し えん れんらくきょう ぎ かい よう ほ ご じ どうたい さく ち いき きょう ぎ かい うんえい
日野市子ども家庭支援ネットワーク連絡協議会(要保護児童対策地域協議会)の運営

し さく けんりょう ご せいで しゅう ち り ようそくしん 施策3 権利擁護制度の周知と利用促進

ち てき しょうがい せいしん しょうがい かた さまざま し えん う す な ち いき あんしん に ち じ う せ
知的障害や精神障害のある方が様々なサービスや支援を受け、住み慣れた地域で安心して日常生活
かつ おく ほんにん い し け つ い そん ち う けんり う よう ご たい せ い じゅうじつ は か
を送ることができるよう、本人の意思決定を尊重しつつ、権利擁護の体制の充実を図ります。

し さく かん とりくみ じ ぎょう 施策に関する取組(事業)

- し みんこうけんにん よう せ い か つ か つ よう
市民後見人の養成と活用
- せいねんこうけんせ い ど り ようそくしん ふ き く う け い は つ じ ぎ ょう
成年後見制度利用促進・普及啓発事業



方向性2 地域での様々な活動を通して障害理解を深める

施策1 スポーツ活動の振興

障害者スポーツの普及に努め、障害のある方がスポーツ活動に参加できる機会を拡充します。また、スポーツを通じた交流から障害理解を深められるよう、障害のあるなしに関わらず誰もが一緒に活動できる場の充実を図ります。

施策に関する取組(事業)

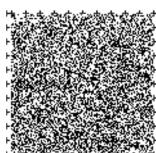
- 障害者スポーツ・ニュースポーツ・インクルーシブスポーツの理解・普及・啓発
- 障害者スポーツに関する情報発信
- 障害者施設スポーツ指導
- ともに楽しむイベントや施設の充実

施策2 文化活動や遊びの場の拡充を通じ一緒に活動できる機会を増やす

障害のある方が、文化活動やイベントに参加できる機会を拡充します。また、市内全域の障害理解を深め、障害のあるなしに関わらず誰もが様々な活動やイベントに参加できる環境をつくり、障害のある方と地域住民が交流する機会を増やします。

施策に関する取組(事業)

- 障害者青年・成人学級、少年学級、障害者訪問学級の充実
- 市民文化祭開催期間を活用した文化活動への参加支援
- みんなと一緒に運動会
- インクルーシブ公園の充実



方向性3 情報保障を推進する

施策1 情報アクセシビリティの向上に向けて検討して取組む [重点施策]

障害のある方があらゆる分野の活動に参加するため、必要な情報を十分に取得し利用できるよう、情報提供方法の検討や個々の特性に合わせた配慮の実施など、情報アクセシビリティの向上に向けて取組を検討、実施していきます。

施策に関する取組（事業）

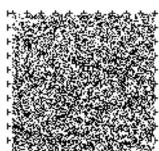
- すべての障害のある方が市からの情報を十分に取得できる体制づくり
- 文書の点訳、点字・拡大図書の作成・貸出、対面朗読、本の宅配

施策2 意思疎通支援の推進

障害のある方が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援の推進を図ります。

施策に関する取組（事業）

- 意思疎通支援者（手話通訳者・音訳者）の育成・派遣及び手話通訳者の本庁舎設置
- 手話ができる職員の育成



方向性4 福祉と教育が一体となり子どもの成長を支援する

施策1 発達の遅れや偏りのある子どもへの早期支援

発達の遅れや偏りのある子どもの早期発見と、乳幼児期に通う保育園や幼稚園の保育現場において、適切に対応ができるよう支援を行います。また、保護者からの相談体制の拡充に努めます。

施策に関する取組(事業)

- 児童発達支援センター機能の充実
- 早期からの継続した相談・支援体制の構築

施策2 障害のある子どもの青年期へ向けた支援

障害のある子どもの学齢期から青年期に必要な生活能力などの向上に向け、支援を行います。また、障害のある子どもの学齢期における適切な発達支援と教育支援を行い、小学校、中学校、高等学校といったステージの切替わりに際して切れ目のない支援を行います。

施策に関する取組(事業)

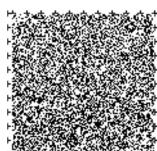
- サービスの提供体制及びサービス量の確保
- 専門指導事業
- 個別の支援計画(かしのきシート)活用支援
- 発達・教育支援センター機能の充実

施策3 インクルーシブ教育の推進[重点施策]

障害のあるなしに関わらずお互いを理解しあうことができるよう、ともに学ぶ場の拡充に向けた配慮や支援の検討を進めるとともに、一人ひとりにあった教育を提供できる多様で柔軟な体制づくりを進めています。また、障害のある児童・生徒の教育的ニーズに応えることができる学びの環境の整備をする上で、学校をはじめとする関係機関への必要な支援を検討、実施します。

施策に関する取組(事業)

- 保育園・幼稚園・学童クラブ・放課後子ども教室(ひのっち)の受入体制の充実
- 副籍制度・交流・共同学習の推進
- 福祉教育ハートフルプロジェクトの推進(再掲)
- 学校施設のバリアフリー化に関する整備計画の検討
- 教育活動の場における障害のある子どもへの合理的配慮と個別支援
- インクルーシブ教育の推進に向けて就学先の選択肢を増やすことの検討



方向性5 関係機関のつながりを強化し切れ目のない支援を充実する

施策1 関係機関のネットワークによる個別支援の推進

人生の流れの中において学校への入学や教育分野から離れる時期、また介護保険への移行といつた様々な節目があります。一人ひとりのこれまでの学びや育ちの状況、就労状況、生活の状況等を踏まえて、障害のある方が必要とするサービスの充足、自分らしい生き方、社会参加、文化活動等を具体化できるよう、様々な分野の関係機関や事業所間の横のつながりを強化し、支援体制を構築します。

施策に関する取組(事業)

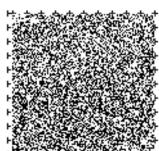
- 地域自立支援協議会 相談支援部会の機能強化
- 個別支援体制の構築
- 高次脳機能障害者等への相談等支援

施策2 相談支援の充実 [重点施策]

保護者や本人の高齢化、障害の重度化、孤立化等により多くの問題を抱えた家庭が増えています。身近な地域の相談につながり、早期に支援できるよう相談支援機関が障害のある方及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、コーディネートできるよう、現状の相談支援事業における課題の解決も含めた相談支援体制の強化を図ります。

施策に関する取組(事業)

- 基幹相談支援センターの設置
- 相談支援事業の拡充
- ピアソポーターの育成と活動の推進
- 地域自立支援協議会 相談支援部会の機能強化(再掲)



方向性6 福祉人材を育成し、定着を支援する

施策1 福祉人材の確保と定着、育成 [重点施策]

障害福祉サービス事業所等では、福祉人材の確保、定着が厳しい状況となっています。障害福祉への理解を、子どもの頃からの福祉教育や学生・社会人の実習・体験の場の整備を行うことで深められ、将来的な福祉人材確保につながるよう取組みます。また、人材の定着や質の向上を図るための支援やピアサポートを行う人材の育成等の検討を行い、実施します。

施策に関する取組(事業)

- 施設職員のスキルアップ支援
- 福祉・介護人材確保事業・啓発事業
- 奨学金返還支援事業
- 移動支援従事者養成事業を中心とした学生・社会人の実習・体験の充実
- 福祉教育ハートフルプロジェクトの推進(再掲)

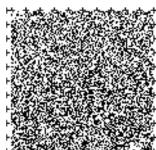
方向性7 地域生活への移行を支援する

施策1 地域生活移行等への支援 [重点施策]

地域生活を希望する方や地域社会での生活に困難をきたして方、親元からの自立を希望する方などに対し、本人の意思を尊重した地域生活が送れるよう支援するための体制の構築や環境整備、サービスの充実を図ります。あわせて医療機関も含めた多様な関係者との連携体制を強化する取組を検討し進めていきます。

施策に関する取組(事業)

- 地域生活支援拠点の整備
- 精神障害にも対応する地域包括ケアシステムの検討・構築
- 精神障害者デイケア事業
- ピアソポーターの育成と活動の推進(再掲)
- 障害福祉サービス事業等の確保
- 障害児通所支援事業等の確保
- 精神障害者緊急在宅サポート事業



方向性8 安心して暮らせるまちづくりを推進する

施策1 外出しやすいまちづくり

障害のあるなしに関わらず、誰もが自らの意思で自由に行動し、あらゆる活動に参加し、人生を楽しむながら生きることができるよう、ハード・ソフト・ハートが連携する仕掛けを充実し、生活環境の改善をすす進めます。

施策に関する取組(事業)

- ユニバーサルデザインまちづくりの推進
- 外出支援等サービスの充実
- 障害理解促進・啓発事業(再掲)

施策2 多様な「住まいの場」の充実

住み慣れた地域で安心して自分らしく生活ができるようにすることを目的に、グループホームの質の向上に向け状況に応じて適切な取組を実施できるよう検討します。また、保証人がいないといった理由で賃貸住宅等への入居が困難な方々に対し、入居に向けた支援を行う仕組について検討します。

施策に関する取組(事業)

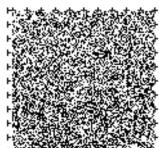
- 住宅相談事業・居住サポート事業の検討
- 居住支援協議会による住宅確保要配慮者への支援
- 市内グループホームの質の向上
- 障害理解促進・啓発事業(再掲)

施策3 医療的ケア児等への支援体制を整える [重点施策]

医療技術の進歩を背景として、医療的ケアの必要な障害のある子どもが増えてています。身近な地域で、医療機関、療育・子育て支援機関、教育機関等多種多様な機関と連携し、医療的ケア児等とそのご家族が安心して生活ができる環境づくりに向けた包括的な支援体制を構築していきます。

施策に関する取組(事業)

- 医療的ケア児等支援
- 施設職員等の医療的ケアの向上のための取組支援
- 障害者医療的相談
- 医療的ケア児等の入園・入学支援



施策4 生活に必要なサービス・支援体制の充実

障害のある方が障害のない方と等しく自分らしい日常生活・社会生活を送ることができるよう相談・支援体制の構築及び様々なサービスや制度、事業の充実を図ります。

施策に関する取組(事業)

- 地域生活に必要な支援の実施
- 障害福祉サービス事業等の確保(再掲)
- 障害児通所支援事業等の確保(再掲)
- 相談支援事業の拡充(再掲)
- 障害者(児)福祉ガイドブックの作成

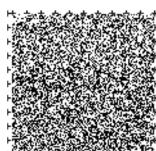
方向性9 災害に備える体制を構築する

施策1 災害時の体制づくり

台風や豪雨による水害や土砂災害及び地震等の自然災害について、障害のある方を含めた協議により対策の検討を行い、災害が起きた際に速やかに対応できる体制を構築します。

施策に関する取組(事業)

- 関係機関との連携強化
- 福祉避難所の適正な運営
- 避難行動要支援者支援体制の拡充
- 在宅人工呼吸器使用者災害時支援
- 指定避難所の受入体制の充実



方向性10 障害のある方を支える家族を支援する

施策1 介護をしている家族が自分らしい生活を送るための支援

障害のある方の介護は、家族が行っています。障害のある方の家族も仕事や学校、余暇活動等自分らしい生活ができるよう支援する仕組を充実します。

施策に関する取組(事業)

- 家族の一時的な負担の軽減及び緊急時の支援
- ヤングケアラー支援事業

施策2 家族が働き続けられる環境づくり

現状で、病気や障害のある子どもの親の就労には様々な壁があります。障害のある子どもを育てながらも働き続けることができるよう、家族の負担軽減のための事業の実施や移動支援等のサービス提供体制の確保に向けた取組を実施していきます。

施策に関する取組(事業)

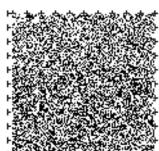
- 重症心身障害児(者)レスパイト事業
- 障害福祉サービス事業等の確保(再掲)
- 障害児通所支援事業等の確保(再掲)

施策3 障害のある方の子育てを支援する

親自身に障害がある場合、出産や子育てに際し、早期の段階から関係機関が連携した体制により支援を行います。

施策に関する取組(事業)

- 個別相談の充実
- サービス利用に向けた相談支援の充実
- 身体・知的障害者相談員体制、ピアサポート体制の充実



ほうこうせい しごととお ちいきこうけん しくみ
方向性11 仕事を通して地域貢献できる仕組をつくる

し さく ち いき さ さ て かつやく ば
施策1 地域の支え手としていきいきと活躍できる場づくり

しょうがい かた ちいき みずか やくわり ちいき きぎょう しょうがいりかい ふか
障害のある方も地域コミュニティで自らの役割をもち、さらに地域企業における障害理解を深める
ことで、社会貢献ができる場を拡充していきます。併せて、商品開発や生産、販売を通じて障害のある
方の工賃の向上を図ります。

し さく かん とりくみ じきょう
施策に関する取組(事業)

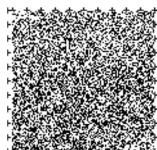
- ちいきこうけん ば かくじゅう
・ 地域貢献の場の拡充
- しょうがいしゃゆせんちょうたつ しゅう ち すいしん
・ 障害者優先調達の周知・推進

し さく ひとり いittaitiekisasaki
施策2 一人ひとりの「しごと」と「くらし」を一体的に支える

しょうがい かた しょうがいとくせい かか く せいかつ あんてい はか しゅうろう
障害のある方は、それぞれの障害特性と関わりながら暮らしています。生活の安定を図りつつ就労
が継続できるよう支援体制の充実を図ります。また、一般就労を希望する障害のある方には、自分が
のぞ しごと つ た よう しゅうろうたいけん ば かくじゅう おこな かんけいきかん
望む仕事へ就けるよう多様な就労体験などができる場の拡充を行い、さらに関係機関のネットワーク
との しゅうろう しえん おこな あわ ちいき しょうがいしゃこよう すいしん ちようない
を整えることで就労支援を行います。併せて地域における障害者雇用を推進するためにも、府内にお
いても障害のある方が活躍する場の拡充に向けた取組を検討していきます。

し さく かん とりくみ じきょう
施策に関する取組(事業)

- しょうがい かた しゅうろう しえん
・ 障害のある方の就労のための支援
- ちいきじりつ しえんきょう ぎ かい しゅうろう しえんぶ かい うんえい
・ 地域自立支援協議会 就労支援部会の運営

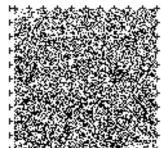


すうちもくひょう
数値目標

けいかくたっせいではかかくしさくほうこうせいいかせいかしひょうせつてい
計画の達成度を測るため、各施策の方向性ごとに、以下の成果指標を設定します。

ほうこうせい 方向性	し ひょう 指 標	れいわねんど 令和5年度 げんきょうち 現況値	れいわねんど 令和11年度 もくひょうち 目標値	しゅってん 出典
ほうこうせい 方向性1	いっぽんしみんふとうさべつときとりあつかきんし 一般市民が〔不当な差別の取扱いの禁止〕について知っている割合	9.3%	30%	しみんいしきちょうさ 市民意識調査
ほうこうせい 方向性2	じょうがいしゃ 障害者スポーツ体験教室参加者数	403人	600人	ぶんか 文化スポーツ課 しら調べ
ほうこうせい 方向性3	てんじばんこうほうろうどくばんこうほうはっこうかいすう 点字版広報・朗読版広報発行回数	12回/年	12回/年	しょうがいふくしおこな 障害福祉課調べ
ほうこうせい 方向性4	ふくしきょういく 福祉教育ハートフルプロジェクトのパートナ ー校数	5校	17校	しょうがいふくしおこな 障害福祉課調べ
ほうこうせい 方向性5	きかんそだんしえん 基幹相談支援センターの整備	未整備	整備	しょうがいふくしおこな 障害福祉課調べ
ほうこうせい 方向性6	いどうしえんじゅうじしゃようせいけんしゅうしゅうりょうしゃすう 移動支援従事者養成研修修了者数(※)	5人	6人	しょうがいふくしおこな 障害福祉課調べ
ほうこうせい 方向性7	ちいきせいかつしえんきょでん 地域生活支援拠点の整備	未整備	整備	しょうがいふくしおこな 障害福祉課調べ
ほうこうせい 方向性8	いりょうてきじとう 医療的ケア児等コーディネーターの配置	未配置	配置	しょうがいふくしおこな 障害福祉課調べ
ほうこうせい 方向性9	さいがいじひなんばishoし 災害時に避難する場所を知っている方の割合	66.9%	80%	しみんいしきちょうさ 市民意識調査
ほうこうせい 方向性10	じゅうしょうしんしんじょうがいじ 重症心身障害児(者)レスパイト事業の利 用登録者数	2名	8名	しょうがいふくしおこな 障害福祉課調べ
ほうこうせい 方向性11	せいかつ 生活・就労支援事業「くらしごと」生活・相 談件数	11,423件	12,000件	しょうがいふくしおこな 障害福祉課調べ

しないかつやくたいりよくいどうしえんじゅうじしゃかくほいくせいしないじぎょうしょ
※市内で活躍する体力のある移動支援従事者の確保、育成、市内事業所での定着を目的に、主に学生を
ちゅうしんじっしひのしどくじけんしゅうじぎょうしゅうりょうしゃすう
を中心に実施する日野市独自の研修事業。その修了者数。

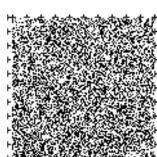


施策と事業一覧

方向性Ⅰ 差別の解消と権利擁護の推進を行う

●…新規 ○…継続

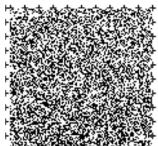
施策1 障害を理由とする差別の解消の推進【重点施策】	
	事業内容
1 ●日野市障害者差別解消推進条例に基づく障害差別解消に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 日野市障害者差別解消推進条例に基づき設置されている障害者差別解消支援地域協議会を適正に運営する 障害者差別解消に関する取組や市内における条例等の認知度向上に向けた取組について議論を行う
2 ○障害者の市政参画支援	<ul style="list-style-type: none"> 市が策定する計画をはじめ、市政に関する検討に参画できるよう、意思疎通支援、資料の提供、環境の整備等を適切に行う 障害のある方が選挙しやすい環境づくりについて検討・実施する
3 ○障害理解促進・啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある方が障害のない方と等しく日常生活及び社会生活を送ることができるよう、市民及び事業者の障害理解を深める啓発や講演会を実施する 年間を通じて地域に働きかけを続けることで、共生社会の実現を目指す 日野市ユニバーサルデザイン条例に基づき、毎年度、ユニバーサルデザイン推進功労者表彰の募集・表彰を行う 市職員を対象とした「心のバリアフリー職員研修」を実施する
4 ●福祉教育hardtフルプロジェクトの推進	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの“多様性”や“違い”を大事にする子どもの育ちを促すため、障害当事者や学校、教育委員会と連携して作成した福祉教育の教材を活用して実施する福祉教育hardtフルプロジェクトを推進する 子どもたちの障害理解を促進することで地域全体へ波及させ、将来的な福祉人材の育成にも寄与するよう事業を展開する
施策2 虐待の防止	
	事業内容
5 ○虐待防止センターの周知と体制強化	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉課が担っている虐待防止センターの相談窓口の周知を行う 虐待防止センターの相談員の研修や被害者を安全に避難・保護できる仕組みの充実に向けて、検討し、整備を行う
6 ○児童虐待への対応・防止の啓発	<ul style="list-style-type: none"> 虐待を受けていると思われる児童を発見した場合等の連絡先として、子どもも専門支援センターがあり、連絡や相談があった場合には、関係機関と連携し対応する 虐待に関する相談の専用電話を設置する 児童虐待防止推進月間（11月）に虐待防止に向けた啓発を行う



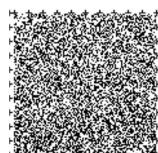
事業		事業内容
7	○日野市子ども家庭支援ネットワーク連絡協議会（要保護児童対策地域協議会）の運営	・子どもとその家庭への支援を総合的に進めるために設置されたネットワークで、子どもの虐待防止に関する情報交換、関係各課の連携や協力の推進等を行う
施策3 権利擁護制度の周知と利用促進		
事業		事業内容
8	○市民後見人の養成と活用	・成年後見制度の利用の促進に向けて、成年後見人等となる人材を十分に確保するため、市民の中から成年後見人等の候補者を育成し、活用を図る
9	○成年後見制度利用促進・普及啓発事業	・精神障害、若しくは知的障害のある方が成年後見制度を利用することが有用である場合に、補助を受けなければ後見制度の利用が困難な方に対して、後見人への報酬の一部を助成する ・精神障害、若しくは知的障害のある方が安心して地域生活を継続できるよう成年後見制度について関係各課及び関係機関等と連携し普及していく

方向性2 地域での様々な活動を通して障害理解を深める

施策1 スポーツ活動の振興		事業内容
10	○障害者スポーツ・ニュースポーツ・インクルーシブスポーツの理解・普及・啓発	・障害のあるなしに関わらず誰もが安心してスポーツを実施できる体制を整えるため、障害者スポーツ・ニュースポーツ・インクルーシブスポーツへの理解と普及が図れるよう、体験教室やイベントを実施する 【障害者スポーツ】 障害があってもスポーツ活動ができるよう、障害に応じて競技の規則や実施方法を変更したり、用具などを用いて障害を補ったりする工夫・適合・開発がされたスポーツ 【ニュースポーツ】 技術やルールが比較的簡単で、「だれでも」「どこでも」「いつでも」容易に楽しめることを目的として、新しく考案されたり紹介されたスポーツ 【インクルーシブスポーツ】 年齢・性別・障害のあるなしにかかわらず、誰もが楽しめるスポーツ
11	●障害者スポーツに関する情報発信	・障害のある方がスポーツを通じて豊かな地域生活を営むことができるよう障害者スポーツを紹介する ・パラスポーツ、デフスポーツ、パラリンピックなど、障害者スポーツの大会を積極的に情報発信し、障害のあるなしに関わらず誰もが障害者スポーツを見る機会を創出する



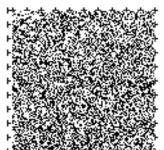
事業		事業内容
12	○障害者施設スポーツ指導	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進委員等が障害者施設を訪問し、ニュースポーツを中心isticallyにスポーツを楽しむことを趣旨とした指導を行い、障害の程度等に応じたスポーツを提供する
13	●ともに楽しむイベントや施設の充実	<p>【情報発信・周知啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のイベントなど障害のある方もない方もともに参加や活動ができる場の拡充に向け、ソフト・ハードの両面においてバリアフリー化を進めるための情報発信、周知啓発を行う <p>【障害のある方も使いやすいスポーツ施設の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リニューアル後の南平体育館をモデルとし、誰もが利用しやすい施設を目指し、各施設のバリアフリー化やサービス向上に向けて検討を進める ・改修時には障害者団体等の意見を積極的に取り入れていく
施策2 文化活動や遊びの場の拡充を通じ一緒に活動できる機会を増やす		
14	○障害者青年・成人学級、少年学級、障害者訪問学級の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方とない方がともに仲間として相互に理解を深め交流し、学び合う ・障害者とボランティアの関係性ではなく「共に生きる市民」としての事業の企画・運営を行う
15	●市民文化祭開催期間を活用した文化活動への参加支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市民文化祭開催期間を通して、障害理解の普及を図る ・関係部署・関係団体等と協力し、市民文化祭の周知や参加支援を行い、障害のある方の文化活動への参加の機会を拡充する
16	○みんなと一緒に運動会	<ul style="list-style-type: none"> ・「みんなの遊・友ランド」では、障害のある子もない子も一緒に遊び、笑顔で声かけできるようなふれあいの場をつくることを目的とし、遊びを通じて障害への理解を深める
17	●インクルーシブ公園の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインまちづくり推進計画に基づき、高齢者や障害者が安全で快適に利用できるように、移動しやすい園路の確保や、分かりやすい案内・誘導施設の整備、バリアフリートイレの整備など、バリアフリー整備を推進する ・障害のあるなしに関係なく、誰もが遊べる公園づくりに向けて、インクルーシブ遊具のある公園整備の検討を進める



ほうこうせい じょうほう ほ しょう すいしん
方向性3 情報保障を推進する

●…新規 ○…継続

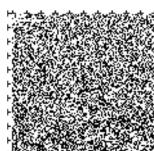
施策1 情報アクセシビリティの向上に向けて検討して取組む【重点施策】	
事業	事業内容
18 ●すべての障害のある方が市からの情報を十分に取得できる体制づくり	<p>【個々の障害状況に合わせた情報提供のあり方を検討して取組む】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市が提供する情報について、各個人がその特性に合わせて適切な方法で情報を取得できるよう、情報提供について検討する 現在実施している取組も継続しながら、さらにICT機器の発展等も踏まえつつ情報アクセシビリティの向上を推進し、庁内に広めていく <p>【市ホームページ基盤整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 誰もがわかりやすいホームページの基盤整備の充実を図るとともに、各課が適切なホームページを構築できるよう研修や庁内掲示板での周知などを行う <p>【点字・音声による広報・議会だよりの発行】</p> <ul style="list-style-type: none"> 視覚障害のある方が市広報誌等の情報を得られるよう点字、音声による広報等を発行・送付する
19 ○文書の点訳・点字・拡大図書の作成・貸出、対面朗読、本の宅配	<ul style="list-style-type: none"> 文書資料をそのまま利用することが困難な方に対して、録音図書、点訳図書、大活字図書、さわれる絵本等を貸し出す 図書館登録の音訳者等が対面朗読する 図書館に出向くことが難しい方には、本の宅配・郵送サービスも行う
施策2 意思疎通支援の推進	
事業	事業内容
20 ○意思疎通支援者（手話通訳者・音訳者）の育成・派遣及び手話通訳者の本庁舎設置	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚障害のある方等の意思疎通支援のため、手話通訳者又は要約筆記者を派遣する 市役所本庁舎及び市民会館における事務・事業の意思疎通を図るため本庁舎に手話通訳者を設置する 聴覚障害のある方等の意思疎通支援を行なう手話通訳者の育成を継続する 手話通訳者及び音訳者の資質と技術の向上に向けた研修を継続して実施する
21 ○手話ができる職員の育成	<ul style="list-style-type: none"> 市役所に来庁する聴覚障害のある方が気持ちよく手続き等ができるよう、挨拶や簡単な案内等を手話ができる職員の育成を行う



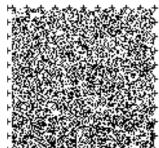
ほうこうせい ふくし きょういく いittai こ せいちょう しえん
方向性4 福祉と教育が一体となり子どもの成長を支援する

●…新規 ○…継続

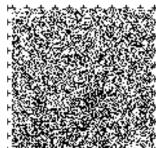
施策1 発達の遅れや偏りのある子どもへの早期支援		
事業		
22	○児童発達支援センター機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能を強化し、地域における中核的な支援施設として障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携をとり、児童発達支援センター機能の充実を図る
23	●早期からの継続した相談・支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害等の早期発見」や「保護者からの相談体制」を構築し、適切な支援を実施する <p>【乳幼児健診体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師、保健師、栄養士、歯科衛生士など専門スタッフによる乳幼児健診（3-4か月児・産婦健康診査、6-7か月児健康診査、9-10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査等）を継続して実施する <p>【巡回相談事業・保育所等訪問支援事業の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援機関（公立民間保育園及び認証保育所、公立私立幼稚園、学童クラブ）において、発達の遅れや社会集団行動が気になる子どもに対し、臨床心理士等が保育士、教諭、関係職員へ助言・指導し、またその保護者へ必要な相談支援を行う ・保育所等訪問支援事業は、児童福祉法に基づくサービスで、保護者の依頼により、障害のある子どもが、教育の現場や子育ての現場等での集団生活に適応できるよう専門的な支援等を行う事業 ・保護者及び受け入れ先である子育て現場等への理解啓発を継続して行う ・障害のある方及び子どもが地域生活を継続できるよう、福祉に関する様々な問題について、相談に応じ必要な情報提供及び助言、福祉サービスの利用支援等を行う ・地域自立支援協議会等の検討を経て必要な相談支援事業の充実を図る ・障害種別ごとに専門の相談支援事業所と連携し、適切な支援につなげる
施策2 障害のある子どもの青年期へ向けた支援		
事業		
24	●サービスの提供体制及びサービス量の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの提供体制及びサービス量を確保し実施する ・障害児通所支援事業所の設立に向けた協議調整の際には、ひの市の計画やニーズを伝え、不足するサービスの充実に向け働きかけを行う ・卒業後に本人やご家族の希望に沿った適切な進路を選択できるようサービスの提供体制及びサービス量を確保する
25	○専門指導事業	<ul style="list-style-type: none"> ・発達に障害のある子どもに対し臨床心理士による相談支援体制に加え、医師との連携による言語指導・身体活動指導を実施する ・対人関係やコミュニケーション、集団行動などにおける「つまづき」を抱える中学・高校生へのスキルトレーニング等も実施する



事業		事業内容
26	○個別の支援計画（かしのきシート）活用支援	<ul style="list-style-type: none"> ・エール（日野市発達・教育支援センター）を中心、福祉と教育が一体となって、幼児期から学校卒業後まで子どもの支援情報を切れ目なくつなぐ「かしのきシート」を活用した切れ目のない相談・支援体制を維持・継続する ・学校卒業後も「かしのきシート」が活用されるように支援を行なう
27	○発達・教育支援センター機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・エール（日野市発達・教育支援センター）では、0歳から18歳までの、発達面、行動面、学校生活面において支援を必要とする子ども、子どもの育ちに不安のある保護者等に対し、保健師や臨床心理士、特別支援教育総合コーディネーターや就学相談員、言語聴覚士や作業療法士、スクールソーシャルワーカーといった専門職により、福祉分野と教育分野が一体となって切れ目のない、総合的な相談、支援事業を行う
施策3 インクルーシブ教育の推進【重点施策】		
事業		事業内容
28	●保育園・幼稚園・学童クラブ・放課後子ども教室（ひのっち）の受入体制の充実	<p>【学童クラブの受入体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学童クラブにおいて、障害のある子もない子も育成できる環境を整備していく <p>【保育園・幼稚園及び学童クラブの受入体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園・幼稚園及び学童クラブにおいて、障害のあるなしに関わらず、ともに育ち、ともに学ぶことにより、互いの理解を深める <p>【放課後子ども教室の受入体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校施設を活用し、地域の方々の協力を得て小学生が楽しく放課後を過ごせる自由参加の居場所を作る <p>【医療的ケア児等及びその家族への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児等の保育園入園における配慮及びガイドラインを策定する <p>【医療的ケア児等への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校が安全・安心に医療的ケア児等の受け入れができるよう、教育、医療、保健、福祉などの関係機関が協力をしてガイドラインを作成する ・保護者の理解と協力の下、就学前の在籍園と就学後の学校との間で医療的ケア児等に関する情報共有が確実、かつ円滑にできるような体制を整備する
		<ul style="list-style-type: none"> ・子どもがともに学び、育つことができる共生社会を実現するため、子どもに共生社会の理解・啓発を進め、交流及び共同学習の推進、副籍制度の推進、特別支援学校との連携等を行う



事業		事業内容
30	●福祉教育ハートフルプロジェクトの推進(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ひとりひとりの“多様性”や“違い”を大事にする子どもの育ちを促すため、障害当事者や学校、教育委員会と連携して作成した福祉教育の教材を活用して実施する福祉教育ハートフルプロジェクトを推進する 子どもたちの障害理解を促進することで地域全体へ波及させ、将来的な福祉人材の育成にも寄与するよう事業を展開していく
31	●学校施設のバリアフリ化に関する整備計画の検討	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省より示された「公立中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標（令和2年12月）」、「新しい時代の学びを実現する学校施設のあり方（令和4年3月）」を受け、教育委員会では、令和4年より「新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画」の策定に向け、事業を実施している 令和4年度に実施した全ての学校施設におけるバリアフリーの現状の調査を基に令和5年度から令和6年度には、市民参画による会議等において、検討を重ね、学校施設のバリアフリー化に関する整備計画を検討していく
32	●教育活動の場における障害のある子どもへの合理的配慮と個別支援	<ul style="list-style-type: none"> 第6次日野市特別支援教育推進計画に挙げた重点施策を中心、事業を実施する 一人ひとりの子どもに合った多様な学びと学び方を視野に入れながら、通常学級における特別支援教育のスタンダード（ひのスタンダード）を実践する 特性への理解や合理的配慮への対応などについて、学校における意識啓発を図る 児童・生徒及び保護者、関係者、広く市民に向けて、共生社会の理解・啓発を推進する講演会などを実施する デジタル教科書やデジタル教材をはじめとするデジタルツールの活用を推進し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体化を図る
33	●インクルーシブ教育の推進に向けて就学先の選択肢を増やすことの検討	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの子どもに合った多様な学びと学び方を視野に入れながら、通常学級における特別支援教育のスタンダード（ひのスタンダード）を実践する ニーズに応じて特別支援学級の設置について継続して検証していく 通常学級における特別な配慮を必要とする児童・生徒に対し、学級支援員の適正配置を行っていく



ほうこうせい かんけい き かん
 方向性5 関係機関のつながりを強化し切れ目のない支援を充実する

●…新規 ○…継続

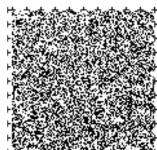
施策1 関係機関のネットワークによる個別支援の推進	
事業	事業内容
34 ○ 地域自立支援協議会 相談支援部会の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ ① 地域自立支援協議会等により構成される、地域自立支援協議会（障害者総合支援法による基づき設置）の相談支援部会において、職員のスキルアップにつながる活動を実施していく ・ 構成・役割の見直しを行ってことで相談支援部会の機能を強化し、関係者間のネットワーク体制を構築する
35 ● 個別支援体制の構築	<p>【個別の支援計画（かしのきシート）活用支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エール（日野市発達・教育支援センター）を中心、福祉と教育が一体となって、幼児期から学校卒業後まで子どもの支援情報を切れ目なくつなぐ「かしのきシート」を活用した切れ目のない相談・支援体制を維持・継続する ・ 学校卒業後も「かしのきシート」が活用されるように支援を行ふ ・ 障害のある方及びその家族などの抱える困りごとが複合的になっている現状を踏まえた上で、市内の相談支援体制の整備状況やニーズを勘案し、個別の相談支援の充実や必要な相談支援体制の確保及び関係機関との連携の強化、支援のネットワークの構築について、検討して取組む
36 ● 高次脳機能障害者等への相談等支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高次脳機能障害等により意思疎通に困難がある方や児童が地域での自立生活及び社会生活を営む上で必要な相談等支援全般、支援に関わる関係機関との連携、高次脳機能障害等の障害特性に対する理解促進に向けた取組を実施する
施策2 相談支援の充実【重点施策】	
事業	事業内容
37 ○ 基幹相談支援センターの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の各相談支援機関が障害のある方の困りごとにに対し、相談支援を行うために必要な相談支援の中核機関として、基幹相談支援センターの設置に向けた検討を進める ・ 検討を進めていく中で基幹相談支援センターに限らず強化が必要となる相談支援体制の構築に資するため、専門員の増員等支援体制強化に向けた人材育成等について検討を進めていく
38 ○ 相談支援事業の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある方及びその家族などの抱える困りごとが複合的になっている現状を踏まえた上で、市内の相談支援体制の整備状況やニーズを勘案し、個別の相談支援の充実や必要な相談支援体制の確保及び関係機関との連携の強化、支援のネットワークの構築について、検討して取組む



事業		事業内容
39	●ピアサポートの育成と活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ピアサポートを行う人材の育成方法の検討 ピアサポートを行う人材の育成の推進 ピアサポートの役割等の周知 ピアサポートの活動の推進に向けた検討
40	○地域自立支援協議会 相談支援部会の機能強化(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> 相談機関等により構成される、地域自立支援協議会（障害者総合支援法に基づき設置）の相談支援部会において、職員のスキルアップにつながる活動を実施していく 構成・役割の見直しを行することで相談支援部会の機能を強化し、関係者間のネットワーク体制を構築する

方向性6 福祉人材を育成し、定着を支援する

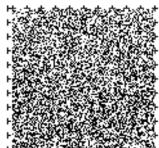
施策1 福祉人材の確保と定着、育成【重点施策】		
事業		事業内容
41	○施設職員のスキルアップ支援	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス事業などを行っている事業所が事業所職員に対しスキルアップのための研修、資格取得のための支援ができるよう検討し実施する
42	○福祉・介護人材確保事業・啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> 福祉人材の確保に向け、各種事業に取組む 国や都に対し福祉人材の育成を要望していく 市としても福祉人材の確保に向けて関係機関と連携し取組む
43	●奨学金返還支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 福祉人材の確保に向け、奨学金返還支援事業を実施する
44	○移動支援従事者養成事業を中心とした学生・社会人の実習・体験の充実	<ul style="list-style-type: none"> 主に学生を対象とした移動支援従事者養成研修を行うことにより、不足している若手福祉人材を増やす その後の就職支援等を通じて、将来的に市内の障害福祉事業所に定着して活躍する人材の養成をしていく
45	●福祉教育ハートフルプロジェクトの推進(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの多様性や”違い”を大事にする子どもの育ちを促すため、障害当事者や学校、教育委員会と連携して作成した福祉教育の教材を活用して実施する福祉教育ハートフルプロジェクトを推進する 子どもたちの障害理解を促進することで地域全体へ波及させ、将来的な福祉人材の育成にも寄与するよう事業を展開していく



ほうこうせい ちいきせいかつ いこう しえん
方向性7 地域生活への移行を支援する

●…新規 ○…継続

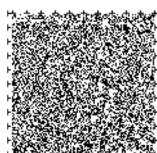
施策1 地域生活移行等への支援 【重点施策】	
事業	事業内容
46 ○地域生活支援拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> 施設や病院等から地域生活への移行や親元からの自立を希望する障害のある方に対する相談と一人暮らしやグループホームの入居体験の機会の提供、緊急時の受入体制の確保等に資する地域生活支援拠点の整備に向けた検討を進める
47 ○精神障害にも対応する地域包括ケアシステムの検討・構築	<ul style="list-style-type: none"> 地域の保健、医療、介護等福祉関係者、ピアサポートー、地域の支援者等による協議を積み重ね、重層的な支援を必要とする精神障害等に対応することができる地域包括ケアシステムの構築を行う 地域社会での生活に困難をきたしている方や施設や病院等からの地域生活への移行、親元からの自立を希望する方などの地域移行や地域定着に向けた支援体制の整備や環境づくり等の調整を行う
48 ○精神障害者デイケア事業	<ul style="list-style-type: none"> 通いやすい場所で、グループワーカー、保健師、ケースワーカーのコーディネートによる、話し合い、創作活動、スポーツ、調理実習、レクリエーション等を通して、集団生活指導を実施し、社会参加、社会復帰等の支援を行う
49 ●ピアサポートーの育成と活動の推進(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ピアサポートを行なう人材の育成方法の検討 ピアサポートを行なう人材の育成の推進 ピアサポートーの役割等の周知 ピアサポートーの活動の推進に向けた検討
50 ○障害福祉サービス事業等の確保	<ul style="list-style-type: none"> サービスの提供体制及びサービス量を確保し実施する 障害福祉サービス事業所の設立に向けた協議調整の際には、市の計画やニーズを伝え、不足するサービスの充実に向け働きかけを行う
51 ○障害児通所支援事業等の確保	<ul style="list-style-type: none"> サービスの提供体制及びサービス量を確保し実施する 障害児通所支援事業所の設立に向けた協議調整の際には、市の計画やニーズを伝え、不足するサービスの充実に向け働きかけを行う
52 ○精神障害者緊急在宅サポート事業	<ul style="list-style-type: none"> 退院直後などに、地域での自立生活を支援する



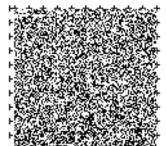
方向性8 安心して暮らせるまちづくりを推進する

●…新規 ○…継続

施策1 外出しやすいまちづくり	
事業	事業内容
53	<p>【ユニバーサルデザインまちづくり推進計画の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の誰もが自らの意思で自由に行動し、あらゆる活動に参加し、人生を楽しみながら希望をもって生きられる社会を築くことを目的として制定された、日野市ユニバーサルデザイン推進条例に基づくユニバーサルデザインまちづくり推進計画を推進し、ハード、ソフト、ハートが連携する仕掛けを充実する <p>【放置自転車対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインまちづくり推進計画に基づき放置自転車対策を推進する 歩行者、特に障害のある方や高齢者にとって安全な歩行の妨げとなる違法駐輪・放置自転車解消に関する広報・啓発活動を充実する <p>【車いす用路外駐車場の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日野市ユニバーサルデザイン推進条例に基づき、一定規模以上の駐車施設の新設又は改修時には車いす使用者用駐車施設の設置を義務付けている
	<p>○外出支援等サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害のある方の外出を支援する地域支援事業の移動支援事業について、事業者の確保に努めるとともに事業内容の見直し等を行う
54	<p>○障害理解促進・啓発事業(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害のある方が障害のない方と等しく日常生活及び社会生活を送ることができるよう、市民及び事業者の障害理解を深める啓発や講演会を実施する 年間を通じて地域に働きかけを続けることで、共生社会の実現を目指す 日野市ユニバーサルデザイン推進条例に基づき、毎年度、ユニバーサルデザイン推進功労者表彰の募集・表彰を行う 市職員を対象とした「心のバリアフリー職員研修」を実施する
施策2 多様な「住まいの場」の充実	
事業	事業内容
56	<p>○住宅相談事業・居住サポート事業の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 賃貸契約による一般住宅への入居を希望していても、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある方に対して、入居に必要な調整等に係る支援を行ったり、家主等への相談・助言を行う事業の実施に向けた検討を行う
57	<p>○居住支援協議会による住宅確保要配慮者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間賃貸住宅の家主、不動産業者の方々が、住宅確保要配慮者の入居を拒まず安心して貸してもらえるよう住宅相談窓口【あんしん住まいの窓】を設置し、課題解決に至らない場合、必要な施策等について居住支援協議会にて協議する



事業		事業内容
58	●市内グループホームの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> 市内グループホームの質の向上に資するため総量規制や定員の変更等の制限を行いつつ既存事業所の中から強度行動障害や医療的ケアが必要な重度の障害がある方を受入れる事業所として体制を整える事業所が生まれるような方法を検討する 受入体制が不足している重度の障害がある方の受け入れができる事業所については設置を検討することも含め、状況に合わせて最適な取組を行えるよう検討を進めていく 情報収集や研修の実施をはじめとする、グループホームの質の向上に向けた取組や、グループホーム事業者連絡会等を通じて収集した課題の解決に向けた取組を検討する <p>【グループホーム事業者連絡会の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者が主体となって事業者連絡会を開催し、グループホーム地域ネットワークを構築し、人材育成の支援やグループホーム相互及び関係機関との連携に向けた取組を行えるよう、役員と協働し連絡会の調整等を行う
59	○障害理解促進・啓発事業(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある方が障害のない方と等しく日常生活及び社会生活を送ることができるよう、市民及び事業者の障害理解を深める啓発や講演会を実施する 年間を通じて地域に働きかけを続けることで、共生社会の実現を目指す 日野市ユニバーサルデザイン条例に基づき、毎年度、ユニバーサルデザイン推進功労者表彰の募集・表彰を行う 市職員を対象とした「心のバリアフリー職員研修」を実施する
施策3 医療的ケア児等への支援体制を整える【重点施策】		
事業		事業内容
60	●医療的ケア児等支援	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア児等が、心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けられるよう、医療的ケア児等コーディネーターを中心に、保健所、病院、保育所、学校等の関係者が医療的ケア児等支援協議会を通じて団結し、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築を目指す
61	○施設職員等の医療的ケアの向上のための取組支援	<ul style="list-style-type: none"> 東京都に対し、医療的ケアの業務を行うことができる人材の養成研修事業の拡充を強く求めていく 事業者が医療的ケアの提供ができる職員を養成しようとする取組に対する支援について検討し実施する
62	○障害者医療的相談	<ul style="list-style-type: none"> 在宅の重症心身障害者を受入れる通所サービス事業所等の従事者が、安全・安心及び安定した支援を実施するため、身近な地域で医療的ケアや助言等を受けることができる仕組をつくる



事業		事業内容
63	●医療的ケア児等の入園・入学支援	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア児等の保育園入園における配慮及びガイドラインを策定する 学校が安全・安心に医療的ケア児等の受入れができるように、教育、医療、保健、福祉などの関係機関が協力してガイドラインを作成する 保護者の理解と協力を下、就学前の在籍園と就学後の学校との間で医療的ケア児等に関する情報共有が確実、かつ円滑にできるような体制を整備する
施策4 生活に必要なサービス・支援体制の充実		
事業		事業内容
64	●地域生活に必要な支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活に必要な物やスキルの獲得に向けた支援や事業、サービスの提供体制及びサービス量を確保する 障害のある方が一時的に在宅での介護が困難になったときに一時に保護する事業を継続して実施
65	○障害福祉サービス事業等の確保(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> サービスの提供体制及びサービス量を確保し実施する 障害福祉サービス事業所の設立に向けた協議調整の際には、市の計画やニーズを伝え、不足するサービスの充実に向け働きかけを行う
66	○障害児通所支援事業等の確保(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> サービスの提供体制及びサービス量を確保し実施する 障害児通所支援事業所の設立に向けた協議調整の際には、市の計画やニーズを伝え、不足するサービスの充実に向け働きかけを行う
67	○相談支援事業の拡充(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある方及びその家族などの抱える困りごとが複合的になっている現状を踏まえた上で、市内の相談支援体制の整備状況やニーズを勘案し、個別の相談支援の充実や必要な相談支援体制の確保及び関係機関との連携の強化、支援のネットワークの構築について、検討して取組む
68	○障害者(児)福祉ガイドブックの作成	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある方が日常生活や社会生活を送るために必要なサービスをわかりやすく案内するガイドブックを作成する

方向性9 災害に備える体制を構築する

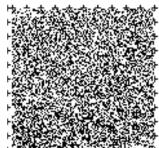
施策1 災害時の体制づくり		事業内容
事業		事業内容
69	●関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある方の災害時の避難に関することや防災に関することなどについて、市、関係機関及び関係団体等で意見交換を実施する あわせて避難行動要支援者名簿の受取団体を増やし、日頃からの支援活動に活用できるように、各自治会向けの説明会を継続して行う



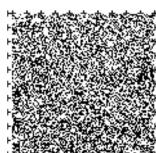
事業		事業内容
70	○福祉避難所の適正な運営	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に福祉避難所が円滑に避難所開設・運営ができるようにマニュアルの内容を定期的に精査し、必要に応じて変更等を加える
71	○避難行動要支援者支援体制の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に避難を必要とする方に対し、災害時お役立ちガイドを作成、配布をする 自動音声電話により、視覚障害のある方や避難行動要支援者のうち浸水想定区域・急傾斜地崩壊危険箇所にお住まいの方に、台風接近による注意喚起情報（避難準備）を伝え、避難先、避難方法等の事前確認・確保など早めの避難準備を促す 災害時に在宅に留まる障害のある方への支援についても検討していく 発災時に迅速に避難できるよう個別避難計画の策定も推進していく
72	○在宅人工呼吸器使用者災害時支援	<ul style="list-style-type: none"> 南多摩保健所と対象者の状況把握等の情報の共有・連携を図る
73	○指定避難所の受入体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある方が災害時に指定避難所で過ごすために必要な配慮、思いやりスペースの設置など受入体制を充実する

方向性10 障害のある方を支える家族を支援する

施策1 介護をしている家族が自分らしい生活を送るための支援		事業内容
	○家族の一時的な負担の軽減及び緊急時の支援	<p>【重症心身障害児（者）レスパイト事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅の重症心身障害児（者）に対し、主治医からの指示書に基づき訪問看護師が自宅に出向き、一定時間介護者が行う医療的ケア等を代替えすることにより、家族の休養等を図る <p>【日中一時支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害のある方の日中の活動の場を確保し、日常的に介護している家族の一時的な休息を図る <p>【一時保護事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 知的障害のある方及び医学的管理下において保護する必要のある在宅心身障害者（児）を介護している方が一時的に介護困難な状態になった場合、当該障害のある方（児）を一時的に保護できる体制を整える
74		



事業		事業内容
75	●ヤングケアラー支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・家族のケアを担うヤングケアラー支援のための取組を実施する ①認知度向上・理解促進のための取組・・・子どもを対象とした実態調査・出前授業、関係機関を対象とした研修会、一般市民を対象とした講演会等 ②相談体制の充実・・・既存の相談支援機関に加え、新たな相談窓口（子どもなんでも相談・子どもオンブズパーソン制度）の設置 ③ヤングケアラー支援のための地域連携ネットワークの構築・・・コーディネーターを核とした支援の基盤づくり ④各分野の行政計画等へのヤングケアラー支援の視点取り入れ
施策2 家族が働き続けられる環境づくり		
事業		事業内容
76	○重症心身障害児(者)レスパイト事業	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅の重症心身障害児（者）に対し、主治医からの指示書に基づき訪問看護師が自宅に出向き、一定時間介護者が行う医療的ケア等を代替えすることにより、家族の休養等を図る
77	○障害福祉サービス事業等の確保(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの提供体制及びサービス量を確保し実施する ・障害福祉サービス事業所の設立に向けた協議調整の際には、市の計画やニーズを伝え、不足するサービスの充実に向け働きかけを行う
78	○障害児通所支援事業等の確保(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの提供体制及びサービス量を確保し実施する ・障害児通所支援事業所の設立に向けた協議調整の際には、市の計画やニーズを伝え、不足するサービスの充実に向け働きかけを行う
施策3 障害のある方の子育てを支援する		
事業		事業内容
79	●個別相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠が分かった時から、不安を解消し、安心して出産・子育てができるよう保健師といった専門職による個別の相談支援を行なう
80	○サービス利用に向けた相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方及びその家族などの抱える困りごとが複合的になっている現状を踏まえた上で、市内の相談支援体制の整備状況やニーズを勘案し、個別の相談支援の充実や必要な相談支援体制の確保及び関係機関との連携の強化、支援のネットワークの構築について、検討して取組む ・障害のある方が、障害福祉サービス、障害児通所支援、その他のサービス等を利用し、安心して子育てができるように個別のニーズに寄りそった支援を行なう



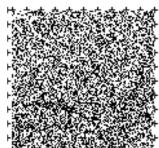
●…新規 ○…継続

事業	事業内容
81 ○身体・知的障害者相談員体制、ピアサポート体制の充実	<p>・ 障害のある方が、楽しみ、安心して子育てができるよう、情報や悩みを共有できる場をつくる</p> <p>・ 悩みをその人自身で克服できるよう、同じ悩みや障害のある方による相談体制の充実を図る</p>

方向性II 仕事を通して地域貢献できる仕組をつくる

●…新規 ○…継続

施策I 地域の支え手としていきいきと活躍できる場づくり	事業	事業内容
		<p>【日野わーく・わーくの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日野市内の障害者就労施設等が連携し、自主生産品等の展示・販売を豊田駅前北口ショッピングモールに活用している ・ 地域の農家や地元企業と連携した商品の開発、情報発信やイベント等を行なうことで地域の活性化につなげる <p>【農福連携の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者施設での農産物のジャムへの加工等、障害のある方等が自信や生きがいを持って社会参画できるよう活躍の機会を創出するとともに多様な主体が農業に関わることで農業の活性化を図る ・ 庁内関係部署間の連携を図る <p>【地域企業への理解促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商工会等と連携し地域企業に対して、障害理解の促進に向けた啓発を行う <p>【庁内業務委託事業の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者就労施設で働く障害のある方の地域移行及び地域での障害者理解を推進するため、市役所の事務・事業に伴う封入・封緘等の軽作業について、市内の障害者就労施設に依頼していく ・ 各部署に周知し、依頼する軽作業の充実を図る <p>○障害者優先調達の周知・推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある方の経済的自立の促進に向けて、障害者優先調達推進法の規定により毎年度作成する調達方針に基づき、市内障害者就労施設等が供給できる物品について、障害者就労支援施設等からの調達に努める
82 ●地域貢献の場の拡充		
83 ○障害者優先調達の周知・推進		



施策2 一人ひとりの「しごと」と「くらし」を一体的に支える	
事業	事業内容
84 ● 障害のある方の就労のための支援	<p>【障害者生活・就労支援事業の充実】</p> <p>・ 障害のある方の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害のある方が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供する障害者生活・就労支援事業「くらしごと」の充実を図る</p> <p>【チャレンジ支援事業「どれ・わーく」】</p> <p>・ 企業等への就労を希望する障害のある方に対し、「日野市障害者就労支援センターくらしごと」や就労移行支援事業所等と連携し、企業就労に向けて、期間を定め訓練及び評価を行い、連携機関の就労支援につなげる</p> <p>・ 障害就労施設等利用者の新たな可能性を見出し、企業等への就労意欲が醸成されるような体験の場づくりを行う</p> <p>・ 関係機関のネットワークを整え、就労支援を行う</p> <p>【障害者雇用促進事業】</p> <p>・ 常用労働者40人未満（令和8年7月より37.5人未満）であって、障害者の雇用の促進に関する法律に定める特例会社・特例関係会社として認定されていない事業者に対し、援助金を支給し障害のある方の就労を促進する</p> <p>・ 重度障害者が就労する際の介助制度等についても検討を進めていく</p> <p>【庁内における障害者雇用の推進】</p> <p>・ インターンシップやチャレンジ雇用の実施等を通して障害者雇用を推進する</p> <p>・ 障害者雇用推進チームにおいて、人材定着に向けたサポート体制の構築や職場環境の整備等を行う</p>
85 ○ 地域自立支援協議会 就労支援部会の運営	<p>・ 地域自立支援協議会 就労支援部会において、障害のある方の就労等に関する施策や体制づくりについて検討する</p> <p>・ 検討事項については、地域自立支援協議会への報告及び障害のある方の就労を支援する施策へ反映する</p>



だい しょう しょうがいふく し けいかく 第5章 障害福祉計画

1 障害福祉計画について

(1) 計画の位置づけ

ほんけいかく しょうがいふく し けいかく い ち
本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づき定めるものです。

けいかく さくてい こうせいいろうどうだいじん さだ くに きほんてき ししん とうきょうと きほんてき かんがえ
計画の策定にあたっては、厚生労働大臣の定める国的基本的な指針や東京都の基本的な考え方を踏まえ、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の提供体制の確保に係る目標や、サービス等の必要な見込量について定めています。

(2) 本計画の方針

ほんけいかく くに しめ かき きほんししん かか せいか もくひょうおよ しょうがいふくし
本計画は、国の示す下記6つの基本指針に係る成果目標及び障害福祉サービスの必要な見込
りょう さだ 量を定めるものです。

ふくし しせつ にゅうしょしゃ ちいきせいかつ いこう
①福祉施設の入所者の地域生活への移行

せいしんしょがい たいおう ちいきほうかつ こうちく
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

ちいきせいかつ しえん じゅうじつ
③地域生活支援の充実

ふくし しせつ いっぽんしゅうろう いこうとう
④福祉施設から一般就労への移行等

そうだん しえんたいせい じゅうじつ さようかどう
⑤相談支援体制の充実・強化等

しょうがいふくし とう しつ こうじょう とりくみ かか たいせい こうちく
⑥障害福祉サービス等の質向上させるための取組に係る体制の構築

(3) 本計画に定める事項

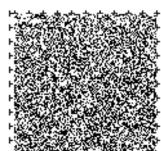
しょうがいふくし そうだん しえんおよ ちいきせいかつ しえん じぎょうどう ていきょうたいせい かくほ かか せいか もくひょう
①障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の提供体制の確保に係る成果目標
およ かつどう し ひょう 及び活動指標

かくせいのか もくひょう ちいきせいかつ ほうさく
②各成果目標ごとの目標達成のための方策

かくねんど しょうがいふくし とう ひつよう みこみりょうおよ みこみりょうかくほ ほうさく
③各年度ごとの障害福祉サービス等の必要な見込量及び見込量確保のための方策

(4) 計画の期間

しょうがいふくし けいかく くに ししん ねん けいかくさくせい きほん ほんけいかく けいかくき
障害福祉計画は、国の指針により3年ごとの計画作成が基本とされているため、本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年となります。



2 数値目標

第7期日野市障害福祉計画の最終年度となる令和8年度に向けた数値目標を設定し、この目標達成に必要なサービスの見込量及び確保の方策を示します。

国指針に示された目標設定についての国の考え方と市の目標設定は次のとおりです。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 国の基本指針(考え方)

- 令和4年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとする。
- 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減することを基本とする。

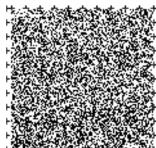
② 国の基本指針を踏まえた本市の設定目標

- 令和4年度末の施設入所者数118人の6%に当たる7人を令和8年度末までに地域生活へ移行するものとします。
- 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末の施設入所者数から6人(5%)を減少した112人とします。

項目	数値目標 (成果目標)	算出方法
令和4年度末の施設入所者数	118人	令和4年度末の施設入所者数
【目標値】地域生活移行者数	7人(6%)	令和4年度末の施設入所者のうち、令和8年度末までにグループホーム等へ移行する見込人数
【目標値】削減見込数及び令和8年度末の施設入所者数	6人(5%) 112人	令和8年度末での施設入所者数の削減見込人数

《目標達成のための方策》

- 施設入所者を地域へ移行させるため、また、地域で生活する障害のある方の望まない施設入所を減らすため、グループホームの質を高める取組や既存事業所の中から強度行動障害や医療的ケアが必要な重度の障害がある方を受入れる事業所を増やすなどサービスの向上に向けて検討を進めています。
- グループホームの質の向上に向けては、総量規制や定員の変更等の制限も行ったうえで、グループホーム事業者連絡会で事業者同士の気づきの場を作るなどに取組んでいきます。
- また、重症心身障害者(児)が親亡き後に住み慣れた地域で安心して暮らせるようなグループホームは少ないことから、総量規制とは別に増やしていくよう整備方法を検討していきます。
- 後述の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、障害理解の啓発を行うことで、障害のある方が住みやすいまちを目指していきます。



(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

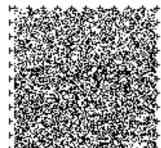
① 国の基本指針(考え方)

- ・精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上・未満)の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- ・精神病床における退院率に関し、入院後3か月時点の退院率については68.9%以上、入院6か月時点の退院率については84.5%以上、入院後1年時点の退院率については91%以上とすることを基本とする。

② 国の基本指針を踏まえた本市の設定目標

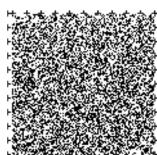
- 国の基本指針に掲げられている数値目標は、広域の調整が必要なため、東京都において設定するものとします。
- 東京都が設定した目標を達成するための取組の一環として、本市においては、引き続き精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取組みます。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催回数	2回	2回	2回
協議の場への関係者の参加者数	15人程度	15人程度	15人程度
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	2回	2回
精神障害者の地域移行支援(人分/月)	1人	2人	2人
精神障害者の地域定着支援(人分/月)	1人	1人	2人
精神障害者の共同生活援助(人分/月)	79人	87人	96人
精神障害者の自立生活援助(人分/月)	1人	2人	2人
精神障害者の自立訓練(生活訓練)(人分/月)	34人	37人	40人



《目標達成のための方策》

- ・ ピアサポート活動の充実をはじめ、精神障害のある方が地域で生活し、困りごとを相談できるような自助・共助の仕組づくりについて検討します。
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の有無に関わらず、精神障害の症状のある方への支援について、関係機関と情報共有しながら現状把握や課題整理を行い、必要な支援策を検討していきます。
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場において協議会に加え連絡会を実施するなど、関係者間の連携をよりスムーズにし、地域のサービスの拡充を図ることで、目標の達成を目指します。



(3) 地域生活支援の充実

① 国の基本指針(考え方)

・地域生活支援拠点等について、令和8年度末までの間、各市町村において整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討を行う。

・強度行動障害を有するものに関して、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

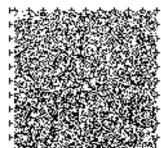
② 国の基本指針を踏まえた本市の設定目標

○障害のある方の重度化・高齢化、「親亡き後」を見据えた地域生活支援への更なる充実が求められます。地域生活支援拠点等の機能充実のため、年1回以上、運用状況を検証・検討することを基本とします。

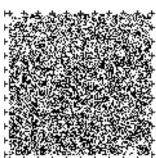
項目	数値目標(成果目標)
地域生活支援拠点設置数	1カ所
機能検証の実施回数	年1回以上運用状況の検証・検討を実施
強度行動障害を有する者に対する支援体制の検討	実施

《目標達成のための方策》

- ・地域生活支援拠点の整備について、地域自立支援協議会での協議や先進事例を参考しながら、市の現状や課題も踏まえて求められる機能や整備方法等について検討を進めていきます。
- ・強度行動障害がある方に対する支援について、関係機関との連絡会や意見交換の場を活用し、支援ニーズの把握に努め、支援体制の構築に向けた検討を行います。
- ・強度行動障害がある方への支援の一つとしては、令和6年1月現在市内に84カ所ある主に中軽度の障害がある方を対象としたグループホーム事業所について総量規制しつつ、それら既存事業所の中から強度行動障害や医療的ケアが必要な重度の障害がある方を受入れる事業所として体制を整える事業所が生まれるような方法を検討していきます。



- ・ そりようきせいはいきい じゅうど しょうがいしゃうけい けいかく せつち じ
総量規制の背景は、「重度」障害者を受入れる計画でグループホームを設置した事
ぎょうしょなか じんいんたいせいととのえ ちゅうけいどかた たいしよう けっかひ
業所の中に、人員体制が整わず、やむを得ず中軽度の方を対象とした結果、日
のしりょうしゃていいんうたじちたいりょうしゃうけいひのしないしゃ
野市利用者で定員が埋まらず他自治体から利用者を受入れ、さらには、日野市内の社
かいしげんひのしりょうしゃいじょうきょうめだ
会資源が日野市利用者に行きわたらなくなる状況が目立つようになってきたことにあ
ります。
- ・ いっぽう じゅうしょしんしんじょうがいしゃじ おやなあとすな ちいき あんしんく
一方で、重症心身障害者（児）が親亡き後に住み慣れた地域で安心して暮らせる
すくそうりようきせいべつふ
ようなグループホームは少ないとから、総量規制とは別に増やしていくよう整備
ほうほうけんとう
方法を検討していきます。



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 国の基本指針(考え方)

- ・一般就労への移行者数を令和3年度の1.28倍以上にする。
うち就労移行支援事業を通じた移行者数: 1.31倍以上
就労継続支援A型を通じた移行者数: 1.29倍以上
就労継続支援B型を通じた移行者数: 1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所を5割以上とする。
- ・就労定着支援事業利用者を令和3年度の1.41倍以上にする。
- ・就労定着率7割以上の就労定着支援事業所を2割5分以上とする。

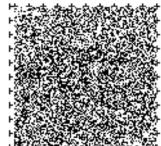
② 国の基本指針を踏まえた本市の設定目標

○国的基本指針に基づき、以下の目標を設定します。

項目	数値目標(成果目標)
一般就労への移行者数	就労移行支援事業等※1を通じて一般就労に移行する者 令和3年度実績の1.28倍以上かつ就労系サービスの目標の合計値以上 【令和3年度実績】40人 【令和8年度目標】51人以上
	うち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者 令和3年度実績の1.31倍以上 【令和3年度実績】33人 【令和8年度目標】43人以上
	うち就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行する者 令和3年度実績の1.28倍以上 【令和3年度実績】7人 【令和8年度目標】9人以上
一般就労への移行者割合	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所 【令和8年度目標】一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上
就労定着支援事業利用者数	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者 令和3年度実績の1.41倍以上 【令和3年度実績】45人 【令和8年度目標】63人以上
就労定着率※2	就労定着支援事業の就労定着率※2 【令和8年度目標】就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上

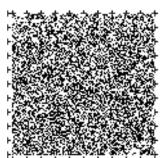
※1 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

※2 過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合



《目標達成の方策》

- ・ 地域自立支援協議会 就労支援部会において一般就労への移行に向けた支援について検討していくとともに、就労につながらない方についても継続して支援をしていきます。



(5) 相談支援体制の充実・強化等

① 国の基本指針(考え方)

- 令和8年度末までに、基幹相談支援センターを設置するとともに、相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う。

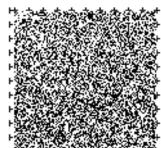
② 国の基本指針を踏まえた本市の設定目標

〇 日常生活の悩みや不安、様々な制度やサービスの利用、申請の援助など、複雑化してきている障害のある方やその家族の抱える困りごとに対応するため、様々な障害福祉サービスや資源とも連携し、総合的・専門的な相談支援や地域の相談支援体制の充実を図ります。

項目	数値目標(成果目標)
総合的・専門的な相談支援	実施
相談支援事業者への専門的な指導・助言	実施
相談支援事業者の人材育成の支援	実施
相談機関との連携強化の取組	実施
基幹相談支援センターの設置	設置
協議会における事例検討の実施	実施

《目標達成のための方策》

- 相談支援体制の確保については、地域自立支援協議会等で議論を進めています。
- 相談支援体制確保のため、相談支援事業所数の拡充や専門的な人材の育成等を図ります。また、障害のある方本人やその家族の方々が支援計画を作成する「セルフプラン」を行う方への相談支援も併せて充実させていきます。その際、サービスの調整に問題が生じる場合には、相談支援事業所につなげるといった支援も行います。
- 加えて、市内事業所に委託している一般相談支援業務について、市民への周知を進めることで、障害のある方の自立した日常生活または社会生活に寄与していきます。併せて、地域包括支援センターとも連携を進め、限りある資源と財源の中でもサービスの質と量を確保・充実していく、障害福祉サービス事業所間の情報共有の場を設けるなど課題解決策を検討していきます。



(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

① 国の基本指針(考え方)

・各都道府県や各市町村において、サービスの質を向上させるための体制を構築する。

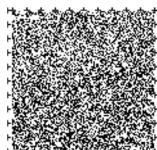
② 国の基本指針を踏まえた本市の設定目標

○利用者にとって真に必要とされるサービスが提供できるよう、各種研修の活用や障害者自立支援給付審査支払等システムによる審査結果の共有等を事業所に対して働きかけ、サービス等の質の向上に継続的に取組みます。

項目	数値目標(成果目標)
障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組	実施
障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証	実施
障害福祉サービス等の質の向上へ向けた体制の構築	実施

《目標達成のための方策》

- 本市の障害福祉課に新規配属された職員が東京都が開催する研修等に参加し、専門性を高めます。また、事業所に対する人材育成や虐待防止の研修の実施、移動支援に関わる人材育成を行うなど、障害のある方への全般的なサービスの質の向上を目指します。
- また、東京都が実施している第三者評価を市として積極的に公表し、サービスの質の向上につなげます。



3 填 署福利サービスの事業量見込み

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

自宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由のある方又は重度の知的障害もしくは精神障害のある方で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

③ 同行援護

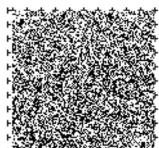
視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある方等に、外出時において、同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護、その他の当該障害のある方が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

④ 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害があり、常時介護を必要とする人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

重度訪問介護の対象となる障害のある方のうち、特に介護の必要性が非常に高い方に、居宅介護など複数の障害福祉サービスを包括的に行います。



みこみりょう
【サービス見込量】

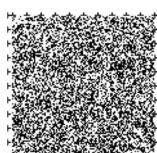
	だいきけいかく 第6期計画			だいきけいかく 第7期計画		
	れいわ 令和 3年度	れいわ 令和 4年度	れいわ 令和 5年度	れいわ 令和 6年度	れいわ 令和 7年度	れいわ 令和 8年度
① 居宅介護（ホームヘルプ）						
利用者数 (人分/月)	計画 144	154	165	146	153	160
	実績 132	135	140			
利用時間 (時間/月)	計画 1,337	1,436	1,542	1,335	1,385	1,440
	実績 1,350	1,335	1,309			
② 重度訪問介護						
利用者数 (人分/月)	計画 106	115	125	43	45	46
	実績 43	43	41			
利用時間 (時間/月)	計画 9,183	10,184	11,294	10,350	10,650	10,950
	実績 9,550	10,327	9,772			
③ 同行援護						
利用者数 (人分/月)	計画 50	55	60	45	47	49
	実績 42	42	44			
利用時間 (時間/月)	計画 900	950	1,000	970	1,025	1,055
	実績 790	963	948			
④ 行動援護						
利用者数 (人分/月)	計画 5	6	7	9	10	11
	実績 6	7	9			
利用時間 (時間/月)	計画 60	65	70	62	73	84
	実績 102	55	57			
⑤ 重度障害者等包括支援						
利用者数 (人分/月)	計画 1	1	1	1	1	1
	実績 0	0	0			
利用時間 (時間/月)	計画 1	1	1	350	350	350
	実績 0	0	0			

※令和5年度は、令和5年5月の実績値を、それ以外は各年度の3月の実績値です。

※人分/月 = 1か月の利用実人数

みこみりょうかくほさく
【見込量確保策】

- 訪問系サービスは、自立した生活を支える上で必要不可欠なサービスであり、障害のある方のニーズに応じたサービスの提供が求められます。
ひつよう いとど ていきよう もと ひつようたいせい せいび つと
必要なサービスが行き届くよう、サービス提供体制の整備に努めます。
- 障害のある方の自己決定権を尊重し、障害の程度や状態に応じたサービスが提供されるよう、
かんけい きかん じぎょうしゃ れんけい はか
関係機関や事業者との連携を図ります。



(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常時介護が必要な障害のある方に、主として昼間、入浴、排せつ及び食事等の介護や創作的活動又は生産活動の機会等を提供します。

② 自立訓練(機能訓練)

身体障害のある方を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、理学療法、作業療法その他必要な身体機能の向上のために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

③ 自立訓練(生活訓練)

知的障害又は精神障害のある方を対象に、自立した日常生活及び社会生活ができるよう、一定期間、食事や家事等の日常生活能力の向上のために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

④ 就労選択支援(令和7年度から施行予定)

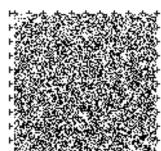
障害のある方本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就効能力や適性等に合った選択支援を行います。

⑤ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障害のある方のうち、雇用されることが可能と見込まれる方について、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その他適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他必要な支援を行います。

⑥ 就労継続支援(A型)

一般企業等での就労が困難な障害のある方のうち、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な方に対し、働く場を提供するとともに知識及び能力の向上のために必要な訓練、他の必要な支援を行います。



⑦ 就労継続支援(Ｂ型)

一般企業等での就労が困難な障害のある方に、働く場を提供するとともに知識及び能力の向上のためには必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

⑧ 就労定着支援

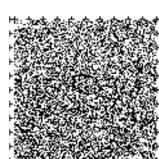
就労継続支援などを利用した方の就労を継続するために、事業所や家族との相談や連絡調整などの支援を行います。

⑨ 療養介護

医療と常時介護を必要とする方に対し、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の介助を行います。

⑩ 短期入所

居宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ及び食事の介護などを行います。障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院、診療所等において実施する「医療型」があります。

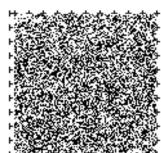


みこみりょう
【サービス見込量】

	第6期計画			第7期計画		
	れいわ 令和 3年度	れいわ 令和 4年度	れいわ 令和 5年度	れいわ 令和 6年度	れいわ 令和 7年度	れいわ 令和 8年度
① 生活介護						
利用者数 (人分/月)	計画 実績	383 377	388 395	393 407	422	437 452
利用日数 (日/月)	計画 実績	7,130 7,413	7,465 8,039	7,816 7,802	8,160	8,520 9,030
② 自立訓練 (機能訓練)						
利用者数 (人分/月)	計画 実績	8 5	9 7	10 6	8	9 10
利用日数 (日/月)	計画 実績	69 26	74 64	80 69	71	74 77
③ 就労選択支援 (令和7年度から施行予定)						
利用者数 (人分/月)	計画 実績	- -	- -	- -	35	36
④ 自立訓練 (生活訓練)						
利用者数 (人分/月)	計画 実績	27 29	29 30	31 31	33	35 36
利用日数 (日/月)	計画 実績	406 390	484 406	576 358	450	500 550
⑤ 就労移行支援						
利用者数 (人分/月)	計画 実績	82 65	83 63	84 63	65	67 69
利用日数 (日/月)	計画 実績	1,349 1,046	1,413 1,108	1,480 1,044	1,077	1,087 1,089
⑥ 就労継続支援A型						
利用者数 (人分/月)	計画 実績	34 41	34 45	34 44	52	58 64
利用日数 (日/月)	計画 実績	681 781	681 900	681 807	1,019	1,181 1,336

※令和5年度は、令和5年5月の実績値を、それ以外は各年度の3月の実績値です。

※人分/月 = 1か月の利用実人数



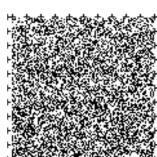
		第6期計画			第7期計画		
		れいわ 令和 ねんど 3年度	れいわ 令和 ねんど 4年度	れいわ 令和 ねんど 5年度	れいわ 令和 ねんど 6年度	れいわ 令和 ねんど 7年度	れいわ 令和 ねんど 8年度
(7) 就労継続支援B型							
利用者数 (人分/月)	計画 実績	338 349	339 373	340 392	397 /	406 /	416 /
利用日数 (日/月)	計画 実績	5,000 5,617	5,050 6,019	5,100 5,935	6,577 /	7,079 /	7,556 /
(8) 就労定着支援							
利用者数 (人分/月)	計画 実績	30 24	35 26	40 30	40 /	51 /	65 /
(9) 療養介護							
利用者数 (人分/月)	計画 実績	16 17	16 17	16 18	18 /	18 /	18 /
(10) 短期入所(福祉型+医療型)							
実利用者数 (人分/月)	計画 実績	107 69	114 97	121 99	102 /	106 /	110 /
月平均利用日数 (日)	計画 実績	415 279	440 325	465 333	378 /	403 /	427 /
短期入所(福祉型)							
実利用者数 (人分/月)	計画 実績	85 54	90 74	95 84	87 /	90 /	93 /
月平均利用日数 (日)	計画 実績	350 238	360 272	370 287	316 /	334 /	351 /
短期入所(医療型)							
実利用者数 (人分/月)	計画 実績	22 15	24 23	26 15	15 /	16 /	17 /
月平均利用日数 (日)	計画 実績	65 41	80 53	95 46	62 /	69 /	76 /

※令和5年度は、令和5年5月の実績値を、それ以外は各年度の3月の実績値です。

※人分/月=1か月の利用実人数

【見込量確保策】

○ 市内の事業所が安定した運営ができるよう日中活動を行っている障害福祉サービス事業所に対して支援を行います。また、不足しているサービスについて事業者の参入を促す働きかけを行います。



(3) 居住系サービス

① 共同生活援助(グループホーム)

障害のある方に対し、夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を行います。グループホーム事業者が、入浴、排せつ又は食事の介護を行う「介護サービス包括型」とグループホーム事業者が身体介護以外のサービスだけを行ない、外部の居宅介護事業者に身体介護の部分を委託する「外部サービス利用型」、入浴、排せつ又は食事の介護を24時間体制で行う「日中サービス支援型」があります。

② 施設入所支援

施設に入所する障害のある方に対して、夜間や休日、入浴、排せつ及び食事の介護等を行います。

③ 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方の理解力、生活力等を補うことを目的に、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適切な支援を行なうサービスです。

【サービス見込量】

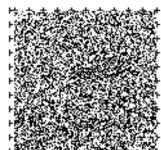
	第6期計画			第7期計画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
① 共同生活援助(グループホーム)						
利用者数 (人分/月)	計画 実績	243 277	261 296	280 293	304	316
② 施設入所支援						
利用者数 (人分/月)	計画 実績	111 110	111 114	111 113	113	114
③ 自立生活援助						
利用者数 (人分/月)	計画 実績	3 0	5 0	7 0	1	2

※令和5年度は、令和5年5月の実績値を、それ以外は各年度の3月の実績値です。

※人分/月=1か月の利用実人数

【見込量確保策】

○ 共同生活援助(グループホーム)は地域移行において重要な役割を果たしています。今後は既存のグループホームの質を高める取組を実施していきます。また、施設入所者の地域移行への取組も検討・実施した上で、在宅での生活が難しい方のための施設入所について施設との調整を図りながら確保に努めます。



(4) 相談支援

① 計画相談支援

障害のある方の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、きめ細かく支援するため、障害福祉サービスを利用する全ての方を対象とし、サービス等利用計画を作成し、サービス事業者との連絡調整等を行います。

また一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。

② 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害のある方、精神科病院に入院している精神障害のある方及び保護施設・矯正施設等に入所している障害のある方に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。

③ 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障害のある方に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

【サービス見込量】

	第6期計画			第7期計画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
① 計画相談支援						
利用者数 (人分/月)	計画 実績	160 220	170 231	180 215	278	300 320
② 地域移行支援						
利用者数 (人分/月)	計画 実績	4 0	6 1	8 1	1 2	2 2
③ 地域定着支援						
利用者数 (人分/月)	計画 実績	2 0	2 0	2 0	1 1	1 2

※令和5年度は、令和5年の実績値を、それ以外は各年度の3月の実績値です。

※人分/月=1か月の利用実人数

【見込量確保策】

○ 全ての障害福祉サービス利用者にサービス等利用計画を作成することから、市内の事業者が、事業の実施の体制を整えるように働きかけを行います。



4 地域生活支援事業の事業量見込み

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障害のある方が日常生活及び社会生活を営む上で遭遇する「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的とし、障害理解に関する教室の開催、事業所訪問、イベント開催及び広報活動他の方法により地域社会の住民の障害のある方等に対する理解を深めます。

② 自発的活動支援事業

障害のある方やその家族、地域住民等が自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等)に対して支援を行います。

③ 障害者相談支援事業

障害のある方の自立生活に関する諸般の問題について、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害のある方の権利擁護のために必要な援助を行

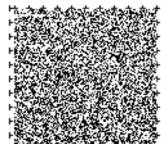
います。

市は、相談支援事業を効果的に実施するために、日野市地域自立支援協議会を、同協議会設置要綱(平成18年11月1日制定)に基づき設置、運営しています。日野市地域自立支援協議会は、相談支援機関、市内の障害福祉サービス事業者、都立特別支援学校代表、当事者団体代表、保健所など15人以内の委員に委嘱をしています。主な所掌業務は、相談支援事業者の運営の評価、困難事例対応への協議・調整、関係機関のネットワーク構築に向けての協議、社会資源の開発・改善などです。協議会は年に2回程度開催し、同協議会の下に困難事例等を検討するための「相談支援部会」、福祉的就労から一般就労に至るまでの一貫した相談体制の確立について検討するための「就労支援部会」を設置しています。

④ 基幹相談支援センター等機能強化事業

一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。

市は基幹相談支援センターを設置していませんが、障害者相談支援事業の機能強化及び適正かつ円滑な実施を図るために、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、特に必要と認められる専門的能力を有する職員を配置する相談支援機能強化事業を行っています。



⑤ 住宅入居等支援事業

こうえいじゅうたくまた みんかんちんたいじゅうたく にゅうきょ きぼう ほしょうにん とう りゆう にゅうきょ
公営住宅又は民間賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居
こんなん ち てきしうがいまた せいしんしょうがい かた たい にゅうきょ ひつよう ちうせいたま やぬしどう そくだんも
が困難な知的障害又は精神障害のある方に対し、入居に必要な調整又は家主等への相談若しく
じょげんどう おこな じぎょう
は助言等を行なう事業です。

⑥ 成年後見制度利用支援事業

ち てきしうがいまた せいしんしょうがい かた けんりようご もくとき みんぱう もと せいねんこうけんせいど りよう
知的障害又は精神障害のある方の権利擁護を目的として、民法に基づく成年後見制度の利用を
し えん じ ぎょう
支援する事業です。

⑦ 成年後見制度法人後見支援事業

しょうがい かた けんりようご はか せいねんこうけんせいど こうけんどう きょうむ てきせい おこな
障害のある方の権利擁護を図るため、成年後見制度における後見等の業務を適正に行なうことが
ほうじん かくほ たいせい せいび し みんこうけんにん かつよう ふく ほうじんこうけん かつどう し えん
できる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援
します。

し せいねんこうけんせいど ほうじんこうけん し えん じ ぎょう じっし
市では、成年後見制度法人後見支援事業の実施はありませんが、多摩南部成年後見センターによ
ほうじんこうけん し えん おこな
り法人後見の支援を行なっています。

⑧ 意思疎通支援事業

ちようかく げんご きのう おんせい きのう しかく た しょがい い し そ つ はか こんなん かた たい しゅ
聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害により意思疎通を図ることが困難な方に対し、手
わ つ う や く し ゃ よう や く ひ き し ゃ と う は け ん き か た え ん か つ い し そ つ し え ん は か じ ぎ よ う じ っ し
話通訳者や要約筆記者等を派遣し、聞こえる方との円滑な意思疎通支援を図る事業を実施していま
す。

⑨ 日常生活用具費助成事業

じりつせいかつし えんようぐどう にじょうせいかつようぐ ひ じよせい
自立生活支援用具等の日常生活用具費を助成します。

⑩ 手話奉仕員養成研修事業

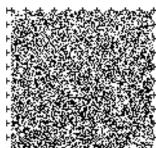
い し そ つ し え ん じ ぎ よ う じ っ し あ ひ つ よ う し ゅ わ ほ う し い い いく せ い お こ な じ ぎ よ う
意思疎通支援事業を実施するに当たり必要な、手話奉仕員の育成を行う事業です。
し しゃ か い ふ く し ほ う じ ん ひ の し しゃ か い ふ く し き う ぎ か い し ゅ わ こ う し ゅ う か い じ ぎ よ う い た く じ っ し ほ ん
市では、社会福祉法人日野市社会福祉協議会へ手話講習会事業を委託して実施しています。本
こう ざ しゅ わ つ う や く し ゃ よ う せ い ひ ろ し み ン か た し ゅ わ し もく て き
講座は、手話通訳者の養成とともに広く市民の方にも手話を知っていただくことを目的としています。

⑪ 移動支援事業

おくがい い ど う こ ん な し ょ う が い か た が い し つ し え ン お こ な
屋外での移動が困難な障害のある方に外出のための支援を行ないます。

⑫ 地域活動支援センター

しょ う が い か た そ う さ く て き か つ ど う せ い さ ん か つ ど う で い き う ょ う こ う し う う そ く し ん ど う お こ な
障害のある方に、創作的活動や生産活動の提供、社会との交流の促進等のサービスを行ないます。

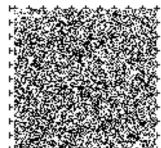


みこみりょう
【サービス見込量】

		第6期計画			第7期計画		
		れいわ 令和 3年度	れいわ 令和 4年度	れいわ 令和 5年度	れいわ 令和 6年度	れいわ 令和 7年度	れいわ 令和 8年度
① 理解促進研修・啓発事業	じっし 実施の有無	けいかく 計画	じっし 実施	じっし 実施	じっし 実施	じっし 実施	じっし 実施
		じっせき 実績	じっし 実施	じっし 実施	じっし 実施		
② 自発的活動支援事業	じっし 実施の有無	けいかく 計画	じっし 実施	じっし 実施	じっし 実施	じっし 実施	じっし 実施
		じっせき 実績	じっし 実施	じっし 実施	じっし 実施		
③ 障害者相談支援事業	かしょすう 箇所数	けいかく 計画	3	3	4	3	3
		じっせき 実績	3	3	3		
④ 基幹相談支援センター等機能強化事業	じっし 実施の有無	けいかく 計画	せっち 設置について検討	けんとう 設置	せっち 設置について検討	けんとう 設置	せっち 設置
		じっせき 実績	未設置	未設置	未設置		
相談支援機能強化事業	じっし 実施の有無	けいかく 計画	平成18年度より実施	じっし 実施	じっし 実施	じっし 実施	じっし 実施
		じっせき 実績	平成18年度より実施				
⑤ 住宅入居等支援事業	じっし 実施の有無	けいかく 計画	じっし 実施について検討	けんとう 実施について検討			
		じっせき 実績	未実施	未実施	未実施		
⑥ 成年後見制度利用支援事業	じつようしやう 利用率者数 (人分/月)	けいかく 計画	2	2	2	4	4
		じっせき 実績	1	3	1		
⑦ 成年後見制度法人後見支援事業	じっし 実施の有無	けいかく 計画	たまなんぶせいねんこうけん 多摩南部成年後見センターにて じっし 実施しつつ、事業化を検討	たまなんぶせいねんこうけん 多摩南部成年後見センターにより じっし 実施			
		じっせき 実績	たまなんぶせいねんこうけん 多摩南部成年後見センターによ り実施				
⑧ 意思疎通支援(手話通訳者・要約筆記者等派遣事業)	利用者数 (人分/年)	けいかく 計画	41	42	43	40	40
		じっせき 実績	38	38	23		
	利用件数 (件/年)	けいかく 計画	350	400	450	450	450
		じっせき 実績	440	398	74		

※令和5年度は、令和5年5月の実績値を、それ以外は各年度の3月の実績値です。

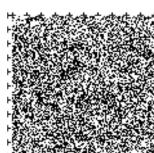
なお、年あたりの数値についても、令和5年度については令和5年5月までの合計値です。



		第6期計画			第7期計画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話通訳者設置事業							
設置見込数 (人)		計画					
		実績			/	/	/
⑨ 日常生活用具貢成事業 (合計)							
給付件数 (件/年)		計画	4,120	4,167	4,215	4,073	4,108
		実績	3,715	4,184	283	/	/
介護・訓練支援用具							
給付件数 (件/年)		計画	23	24	25	13	13
		実績	11	15	0	/	/
自立生活支援用具							
給付件数 (件/年)		計画	43	44	45	20	20
		実績	12	25	2	/	/
住宅療養等支援用具							
給付件数 (件/年)		計画	30	35	40	29	29
		実績	38	20	3	/	/
情報・意思疎通支援用具							
給付件数 (件/年)		計画	40	41	42	55	40
		実績	38	38	20	/	/
排泄管理支援用具							
給付件数 (件/年)		計画	3,974	4,013	4,053	3,950	4,000
		実績	3,616	4,086	258	/	/
居住生活動作補助用具							
給付件数 (件/年)		計画	10	10	10	6	6
		実績	4	5	5	/	/
⑩ 手話奉仕員養成研修事業							
講座回数 (回/年)		計画	33	33	33	33	33
		実績	33	33	33	/	/
養成研修修了者 数(人分/年)		計画	30	33	35	70	70
		実績	1	64	0	/	/
登録見込者数(人 /年)		計画	4	4	4	2	2
		実績	1	2	0	/	/

*令和5年度は、令和5年5月の実績値を、それ以外は各年度の3月の実績値です。

なお、年あたりの数値についても、令和5年度については令和5年5月までの合計値です。



	第6期計画			第7期計画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
(1) 移動支援事業						
利用者数 (人分/月)	200	205	210	185	199	208
延利用時間 (時間/年)	22,000	22,600	23,200	25,290	26,942	28,594
(2) 地域活動支援センター						
実施箇所数	2	2	2	2	2	2
延利用者数 (人分/月)	520	540	560	560	570	570

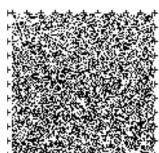
※令和5年度は、令和5年5月の実績値を、それ以外は各年度の3月の実績値です。

※人分/月＝1か月の利用実人数

なお、年あたりの数値についても、令和5年度については令和5年5月までの合計値です。

【見込量確保策】

- 見込量確保策支援体制の整備を図ります。
- 加えて、事業者の把握に努め、多様な事業者の参入を促進し、サービス提供体制や事業を継続するための必要な予算措置などの検討を進めます。



(2) 任意事業

① 日中一時支援事業

介護者が病気などの緊急の理由等により介護ができないときに、障害のある方を一時的に預かり、日中活動、見守り、社会適応訓練その他のサービスを提供します。

② 訪問入浴サービス事業

居宅で入浴することが困難な重度の障害のある方に対して、入浴車を派遣することにより入浴の機会を提供します。

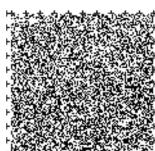
【サービス見込量】

	第6期計画			第7期計画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
① 日中一時支援事業						
利用者数 (人分/月)	計画 実績	20 18	21 23	22 4	25	26
利用回数 (回/年)	計画 実績	250 170	260 139	270 14	151	163
② 訪問入浴サービス						
延利用回数 (回/年)	計画 実績	650 861	700 824	750 432	900	1,035
※令和5年度は、令和5年5月の実績値を、それ以外は各年度の3月の実績値です。						
なお、年あたりの数値についても、令和5年度については令和5年5月までの合計値です。						

【見込量確保策】

○ サービス利用対象者に広く情報提供を行い、利用促進を図ります。また、関係機関との連携を図り支援体制の整備を図ります。

○ 加えて、事業者の把握に努め、多様な事業者の参入を促進し、サービス提供体制や事業を継続するための必要な予算措置などの検討を進めます。



だい しょう しょうがい じ ふく しけいかく 第6章 障害児福祉計画

1 障害児福祉計画について

(1) 計画の位置づけ

ほんけいかく しょこうがい こ はったつ しんぱい こ みぢか ちいき あんしん せいかつ
本計画は、障害のある子どもや発達に心配のある子どもが身近な地域で安心して生活できること
もくべき じどうふくし ほうだい じょう だい こう もと さだ
を目的として、児童福祉法第33条の20第1項に基づき定めるものです。
けいかく さくてい こうせいいろうどうだいじん さだ くに きほんてき ししん とうきょうと きほんてき かんが
計画の策定にあたっては、厚生労働大臣の定める国的基本的な指針や東京都の基本的な考え方
かた ふ しようがい じ つうしょ し えんとうおよ いりょうてき じ し えんとう ていきょうたいせい かくほ かん せいか まくひょうおよ
方を踏まえ、障害児通所支援等及び医療的ケア児支援等の提供体制の確保に関する成果目標及
みこみりょう さだ
びサービスの見込量を定めます。

(2) 本計画の方針

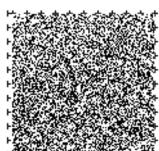
ほんけいかく くに しめ かき きほん ししん かか せいか まくひょうおよ しょうがい じ つうしょ し えんとう ひつよう みこみ
本計画は、国の示す下記1つの基本指針に係る成果目標及び障害児通所支援等の必要な見込
りょう さだ
量を定めるものです。
①障害児支援の提供体制の整備等

(3) 本計画に定める事項

じどうふくしほう もと しょうがい じ つうしょ し えんとう ていきょうたいせい かくほ かか せいか まくひょうおよ かつどう し ひょう
①児童福祉法に基づく障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標及び活動指標
せいか まくひょう もくひょうたっせい ほうさく
②成果目標の目標達成のための方策
かくねんど しょうがい じ つうしょ し えんとう ひつよう みこみりょうおよ みこみりょうかくほ ほうさく
③各年度の障害児通所支援等の必要な見込量及び見込量確保のための方策

(4) 計画の期間

しょうがい じ ふく しけいかく くに ししん ねん けいかくさくせい きほん ほんけいかく けいかく
障害児福祉計画は、国の指針により3年ごとの計画作成が基本とされているため、本計画の計画
きかん れいわ ねんど れいわ ねんど ねん
期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年となります。



2 数値目標

第3期日野市障害児福祉計画の最終年度となる令和8年度に向けた数値目標を設定し、この目標達成に必要なサービスの見込量及び確保の方策を示します。

国指針に示された目標設定についての国考え方と市の目標設定は次のとおりです。

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

① 国の基本指針(考え方)

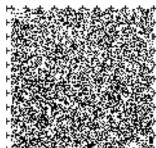
- ・令和8年度末までに児童発達支援センターを設置することを基本とする。
- ・令和8年度末までに児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- ・各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

② 国の基本指針を踏まえた本市の設定目標

○令和2年度に児童発達支援センターの指定を受けた「エール」(日野市発達・教育支援センター)において、地域における療育支援体制の充実に努めます。

○医療的ケア児等支援について、引き続き検討していきます。

項目	数値目標(成果目標)
児童発達支援センターの設置	設置
保育所等訪問支援の実施	実施
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置	設置
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設置
医療的ケア児等コーディネーターの配置	配置



3 障害児通所支援等の事業量見込み

(1) 障害児通所支援

① 児童発達支援

未就学の障害のある子どもへ日常生活における基本的な動作の指導、知的技術の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

② 居宅訪問型児童発達支援

外出をすることが困難な重度の発達の支援が必要な未就学の児童を対象とした、居宅を訪問して基本的な動作の指導、知識技能付与などの支援を行うサービスです。

③ 医療型児童発達支援

肢体不自由がある児童に児童発達支援及び治療を行います。未就学の障害のある子どもへ日常生活における基本的な動作の指導、知的技術の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

④ 放課後等デイサービス

就学中の障害のある子どもに授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

⑤ 保育所等訪問支援

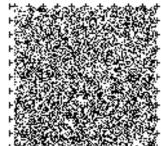
保育所を利用する障害のある子ども、又は今後利用する予定の障害のある子どもが保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等を訪問して支援することにより、保育所等の安定した利用の促進を行います。

【サービス見込量】

	第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 児童発達支援						
利用者数 (人分/月)	計画 240	250	260	200	210	220
実績	131	165	131			
利用日数 (日/月)	計画 1,300	1,350	1,400	1,654	1,736	1,832
実績	1,167	1,367	1,218			

※令和5年度は、令和5年3月の実績値を、それ以外は各年度の3月の実績値です。

※人分/月 = 1か月の利用実人数



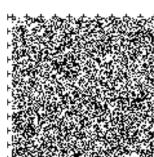
		第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
② 居宅訪問型児童発達支援							
利用者数 (人分/月)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	0	1	1			
利用日数 (日/月)	計画	2	2	2	10	10	10
	実績	0	8	7			
③ 医療型児童発達支援							
利用者数 (人分/月)	計画	3	3	3	5	5	5
	実績	1	4	4			
利用日数 (日/月)	計画	33	33	33	35	35	35
	実績	7	21	27			
④ 放課後等デイサービス							
利用者数 (人分/月)	計画	555	587	620	450	479	511
	実績	355	395	424			
利用日数 (日/月)	計画	4,507	4,863	5,247	5,815	6,576	7,344
	実績	4,485	4,965	4,922			
⑤ 保育所等訪問支援							
利用者数 (人分/月)	計画	15	17	20	30	35	40
	実績	25	28	29			
利用日数 (日/月)	計画	30	35	40	75	88	100
	実績	59	60	69			

※令和5年度は、令和5年5月の実績値を、それ以外は各年度の3月の実績値です。

※人分/月=1か月の利用実人数

【見込量確保策】

- サービス提供事業所と連携し、人材育成、情報共有に努め、実施体制の確保を図ります。
- 障害児通所支援等の利用実態やニーズの把握を行い、障害のある子どもへの支援体制の整備に向け、子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策との緊密な連携を図ります。



(2) 障害児相談支援

障害のある子どもが障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

【サービス見込量】

	第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援						
利用者数 (人分/月)	計画	19	21	23	35	40
	実績	15	32	18		

※令和5年度は、令和5年5月の実績値を、それ以外は各年度の3月の実績値です。

【見込量確保策】

- 適切な障害児支援利用計画の作成やモニタリングを円滑に行うため、障害児相談支援事業者と関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実に努めます。
- また、障害児通所支援事業等の利用者数に対し障害児相談支援事業の利用者実績が少ない原因の一つとして、障害児相談支援事業者の不足が挙げられます。より多くの障害のある子どもが障害児相談支援事業者につながることができる体制の確保に向けた取組を検討していきます。

(3) 医療的ケア児等コーディネーターの配置

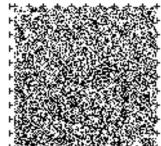
医療的なケアが必要な障害のある子ども等に対する支援として、関係機関との連携や本人の健康維持、包括的な支援システム構築など総合的な調整を行います。

【サービス見込量】

	第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等コーディネーターの配置						
配置人数 (人)	計画	0	1	1	3	4
	実績	0	0	0		

【見込量確保策】

- 医療的ケア児等及びその家族への助言や情報提供、さらに必要とする他分野に渡るサービス等の調整を行う医療的ケア児等コーディネーターの配置を検討します。



(4) ペアレントトレーニング

障害のある子どもを持つ保護者等に対し、子どもとの接し方や、子どもの行動等を理解するための講座等を行います。

【サービス見込量】

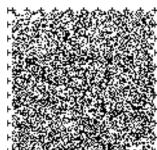
	第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ペアレントトレーニング						
受講者数 (人/年)	計画 64	50 67	50 10	50 64	66 66	68 68

※令和5年度は、令和5年5月の実績値を、それ以外は各年度の3月の実績値です。

なお、年あたりの数値についても、令和5年度については令和5年5月までの合計値です。

【見込量確保策】

- 国や都の動向や各市町村の取組内容等を注視しながら、適切に事業を実施していきます。



だい しょう けいかく すいしん 第7章 計画の推進

1 計画の推進に向けて

(1) 実施計画をもとにチェック機関による計画の進行管理

ひのし こんかいさくてい しょうがいしゃほけんふくし ねん すく ねんかいじょうひ
日野市では、今回策定した「障害者保健福祉ひの6か年プラン」について、少なくとも年1回以上、日
のしちいきじりつえんきょうざかい かくしさく しんちょくじょうきょう かくにんとう おこな けいかく じっこうせい
野市地域自立支援協議会において、各施策について進捗状況の確認等を行い、この計画を実効性
のあるものにします。

よ い け ん て い げ ん ち ょ く せ つ は ん え い く に
な お 、 パ プ リ ッ ク コ メ ン ト で 寄 せ ら れ た ご 意 見 や ご 提 言 の う ち プ ラ ン に 直 接 反 映 で き な か っ た も の は 国 ・
と ど う こ う し ん く う か ん り と お こ ん ご し ょ う が い し ゃ し さ く み な お と う つ と
都 の 動 向 を み な が ら 、 この 進 行 管 理 を 通 し て 今 後 の 障 害 者 施 策 の 見 直 し 等 に 努 め て い き ます。

(2) 障害者保健福祉の6か年プランの3年後の見直し等を検討

障害者施策については、法律の改正等による変動が多いため、障害者保健福祉ひの6か年プランについて、令和8年度に策定する次期障害福祉計画及び障害児福祉計画に合わせて必要となる見直し等の検討を行うこととします。

(3) その他のフォローアップ

① 障害関係団体や家族会、障害福祉施設との連携

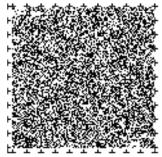
「入所施設や病院から在宅へ」という流れの中で、障害のある方も、一人の市民として地域社会にどのように関わっていくかが問われています。「公助」にだけ頼るのではなく「共助」や「自助」の視点ももち、自ら主体的に行動することが重要です。

市では、障害関係団体や家族会、障害福祉施設等と幾度となく話し合い、ともに意識改革を図ってきました。今後もさらに横のつながりを強化し、連携を図ることでプランの推進を目指します。

② 日野市地域自立支援協議会との連携

障害者総合支援法に基づく地域自立支援協議会では、①相談支援事業の運営に関すること、②困難事例への対応のあり方に関すること、③地域の関係機関によるネットワーク構築に関することなどを行います。この地域自立支援協議会を活用し、障害福祉施策の展開の検討、保健、医療分野との連携などを行います。

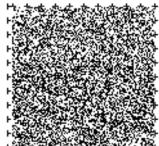




さんこうしりょう
参考資料

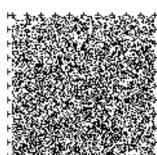
さくていいいんかいいいんめいほ
1 策定委員会委員名簿

い 委員名	しょ 所属等
(委員長) 本村 雄一	しゃかいふくしほうじん そうりんかい 社会福祉法人 創隣会
(副委員長) 浅野 大輔	しゃかいふくしほうじん ゆめ 社会福祉法人 夢ふうせん
新家 美和	しゃかいふくしほうじん ひのしみん かい 社会福祉法人 日野市民たんぽぽの会
小林 霞子	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 おおぞら
仲田 素直	しゃかいふくしほうじん とうきょうりょくしんかい たまりょうごえん 社会福祉法人 東京緑新会 多摩療護園
鴨田 裕之	にんていとくていひえいりかつどうほうじん 認定特定非営利活動法人 やまぼうし
秋山 浩子	とくていひえいりかつどうほうじん じりついかつ 特定非営利活動法人 自立生活センター日野
阿蘇 由比	とうきょうどみなみたまほけんじょ 東京都南多摩保健所
萩原 美和子	ひのしほったつきょういくしえん 日野市発達・教育支援センター
柏谷 裕之	とうきょうとりつななおとくべつしえんがっこう 東京都立七生特別支援学校
小野 司	とうきょうとりつはちおうじひがしどくべつしえんがっこう 東京都立八王子東特別支援学校
有山 一博	ひのしそうがいがんけいだんたい れんらくきょうぎかい 日野市障害者関係団体 連絡協議会
村木 國雄	ひのしせいしんしょうがいしゃかぞくかい ひの 日野市精神障害者家族会 日野いずみ会
坂口 雅代	とうきょうとしゃかいふくしじぎょうだん とうきょうとななおふくしえん 東京都社会福祉事業団 東京都七生福祉園
浜野 智之	しゃかいふくしほうじん ひのしおとくしきょうぎかい 社会福祉法人 日野市社会福祉協議会
矢崎 功	しみん 市民



さくてい い いんかい いんかいけんとう か
2 策定委員会検討経過

開催日	会議の内容
第1回 6月30日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・波戸副市長挨拶 ・委員委嘱 ・委員自己紹介 ・委員長の選任及び副委員長の指名 ・計画策定スケジュールに関すること ・市の課題についての意見交換
第2回 8月21日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・重点施策の検討について ・計画骨子案の検討について
第3回 10月2日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・計画骨子案の検討について ・素案について
第4回 11月6日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・素案について ・パブリックコメントの実施について
パブリックコメント	令和5年12月11日から令和6年1月15日まで
第5回 2月5日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントについて ・障害者保健福祉ひの6か年プラン(素案)について ・その他

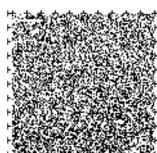


3 ようご かいせつ 用語の解説

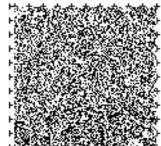
【あ行】	
あい 愛の手帳	とうきょうとあい てちょうこうふ ようこう もと とうきょうと ち できしょうがいしや こう ふ てちょうくに 東京都愛の手帳交付要綱に基づき東京都が知的障害者に交付する手帳。国 せいど りょういくくてちょう ち できしょうがいしや じ ほごおよじりつこうせいえんじょ 制度としては「療育手帳」という。知的障害者(児)の保護及び自立更生の援助 はか ち できしょうがいしや じ たい しゃかいりかい きょうりょく ふか こう を図るとともに、知的障害者(児)に対する社会の理解と協力を深めるために交 ふ付する。
アクセシビリティ	じょうほう ひと 情報やサービスへのアクセスのしやすさのことである。あらゆる人が、どのような かんきょう じゅうなん りょう こうりょ ばあい つか 環境において柔軟に利用できるよう考慮する場合に使われる。
いしそつうしえん 意思疎通支援	しようがい なんびょう いしそつう しじょう しうがい かたどう た かたい 障害や難病のため、意思疎通に支障がある障害のある方等とその他の方の意 しそつう しえん 思疎通を支援するもの。
いっぽんしゅうろう 一般就労	しようがいしゃ しゅうろう しゅるい ひと ろうどう きじゅんほうどう もと こ ようかんけい いっぽん き 障害者の就労の種類の一つ。労働基準法等に基づく雇用関係による一般の企 ぎょう しゅうろう 業への就労のこと。
いりょうてき じとう 医療的ケア児等	びょういん いがい ばしょ きゅういん けいかんえいよう とう い うえ ひつよう い 病院以外の場所で「たんの吸引」や「経管栄養」等、生きていく上で必要な医 りょうてきえんじょ ひつよう こ じゅうしょんしんしょうがい じ ふく 療的援助を必要とする子ども。重症心身障害児も含む。
いりょうてき じとう 医療的ケア児等 コーディネーター	いりょうてき じとうよ かぞく そうだん おう ひつよう じゅうほうういきょうおよ じょげん 医療的ケア児等及びその家族の相談に応じ、必要な情報提供及び助言にあわ せ、必要とされる多分野にまたがるサービスや支援につなげるなど、医療的ケア じとう しえん そうごうちゅうせい おこな 児等への支援の総合調整を行う。
インクルーシブ	ほうかつとき つつ こ いみ ことば ひと こりつ はいじょ 「包括的な」「包み込む」という意味の言葉。あらゆる人が孤立したり、排除され えんご しゃかい こうせいいん つつ ささ あ いみ つか たりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合うという意味で使われる。
いく 育 きょう 教 きょう インクルーシブ教 きょう 育	しようがいしゃ けんり かん じょうやくだい じょう きょういく 障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム ほうよう きょういくせいど にんげん た ようせい そんちゅうとう きょうか しうがいしゃ せいしんてき (包容する教育制度)」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的 およ しんたいてき のうりょくとう かのう さいだいげんど はったつ じゆう しゃかい こうか てき 及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に さんか かのう もくべき もと しうがい もの しうがい もの とも 参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に まな しくみ しうがい もの きょういくせいど いっぽん はいじょ じこ 学ぶ仕組であり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の せいかつ ちいき しょどうちゅうどうきょういく きかい あた こじん ひつよう 生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な ごうり できはいりょ ていきょう とう ひつよう 「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。
	きょういく インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するととも こべつ きょういくてき ようじ じどうせいと たい じりつ しゃかいさんか みす に、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据 じてん きょういくてき もと てきかく こた しどう ていきょう えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で じゅうなん しく せいび じゅうよう しょう ちゅうがっこう つうじょう がっつきゅう 柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、 つうきゅう しどう とくべつ せんがっこう とくべつ せんがっこう 通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な まな ば ようい ひつよう 学びの場」を用意しておくことが必要である。



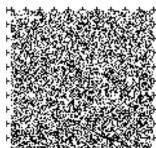
【か行】	
虐待防止センター	「障害者に対する虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」により平成24年10月1日から各市町村に設置されたもので、業務として障害者虐待に関する通報等の受理、障害者虐待の防止及び障害者保護のための相談、指導及び助言と障害者虐待防止に関する広報等啓発活動を行う。
強度行動障害	直接的他害(噛みつき、頭つきなど)や間接的他害(睡眠の乱れ、同一性の保持)、自傷行為などが通常考えられない頻度と形式で出現し、著しく処遇の困難な状態のこと。医学的診断名ではなく、行政的な取組や福祉において必要な支援を判断するために使用されている。
権利擁護	意思能力が十分でないため、生活の様々な場面で権利を侵害されやすい知的障害者や認知症高齢者などが、安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助を行うこと。
合理的配慮	障害者から、社会的障壁を取り除くための対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲でバリアの除去を行うこと。段差がある場合に補助したり、障害者の特性に合わせて催し物の座席を決めたりするなど、様々な対応が考えられる。
子どもオンブズパーソン制度	子どもを取り巻く様々な問題(例えば、いじめ、体罰、差別、虐待、ヤングケアラーなど)の相談に応じ、公正・中立な立場で、子どもの最善の利益(子どもにあって最もよいことは何か)を考え、子どもに寄り添いながら、問題の解決を図り、権利侵害から子どもを救済する公的な第三者機関。
子どもなんでも相談	妊娠婦、子育て中の保護者、児童(0~概ね20歳)等を対象に子どもや子育て全般に関するあらゆる相談を受ける相談窓口。
【さ行】	
指定避難所	災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させる、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設のこと。市町村が地域の学校などを指定している。
児童発達支援センター	児童発達支援センターは、児童福祉法第43条で定められた、児童福祉施設のこと。地域における中核的な支援機関として、保育所等訪問支援や障害児相談支援、地域生活支援事業における巡回支援専門員整備や障害児等療育支援事業等を実施することにより、地域の保育所等に対し、専門的な知識・技術に基づく支援を行う。
社会資源	社会的ニーズを充足する様々な物質や人材の総称。社会福祉では、社会福祉施設、備品、サービス、資金、制度、情報、知識・技能、人材等のことを指す。



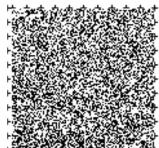
社会的障壁	しょうがい かた おおく うえ しょへき りよう し せつ せつ び ふる 障害のある方が社会生活を送る上で障壁となる、利用しにくい施設・設備、古く せい ど かん こう かん しゅう しょ う がい かた へん けん かん ねん からの制度、慣行・慣習、障害のある方への偏見や観念などのこと。
重症心身障害者 (児)	じゅう しょう しん しん しょ う がい し ゃ 重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害とい い、その状態にある子どもを重症心身障害児、さらに成人した人を含めて「重 じょう しん しん しょ う がい じ ゃ 症心身障害児(者)」と呼称する。
手話奉仕員	しゅ わ もち ちよ う かく しょ う がい し ゃ どう こ う り ゆ う か つ ど う そく しん し ち ょ う そん こ う ほ う か つ ど う 手話を用いて、聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの し え ん し ゃ き たい に ち じ ょ う か い わ て い ど し ゅ わ ひ ょ う げ ン ぎ じ ゅ つ し ゆ う ど く も の 支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した者。
少年学級	ち い き な か こ う り ゆ う ふ か し ん し ん け ン ぜ ン は っ た つ そ く し ン と く べ つ し え ん き ょ う い く 地域の中で交流を深め心身の健全な発達を促進するため、特別支援教育を受 し な い さ い や ゆ う し ょ う ち ゆ う が く せ い あ つ じ し ゆ が く ゆ う お な が っ き う げ ン ざ い が っ き ゅ う う せ い け い て い る 市 内 在 住 の 小 中 学 生 が 集 ま り 、 自 主 学 習 を 行 う 学 級 。 現 在 は 学 級 生 ほ ご し ゃ ち ゅ う し ん う え い お こ な き せ つ ぎ く う じ て い い か い き ょ う し つ の 保 護 者 を 中 心 に 運 営 が 行 わ れ 、 季 节 の 行 事 な ど の 定 例 会 や リ ト ミ ッ ク 教 室 、 な つ が っ し ゆ く も よ わ 夏 合 宿 な ど が 催 さ れ て い る。
身体障害者相談員 、知的障害者 相談員	し ん た い し ょ う が い し ゃ そ う だ い い ん 身体障害者相談員とは、身体障害者福祉法に基づいて、身体障害者の福祉の ぞ う し ん は か し ん た い し ょ う が い し ゃ そ う だ い お う 増進を図るため、身体障害者の相談に応じるとともに必要な援助を行う民間の き ょ う り よ く し ゃ ち て き し ょ う が い し ゃ そ う だ い い ん 協力者。知的障害者相談員とは、知的障害者福祉法に基づいて、知的障害者 ふ く し ぞ う し ん は か ち て き し ょ う が い し ゃ ふ く し し ょ う が い の 福 祉 の 增 進 を 図 る た め 、 知 的 障 罹 者 又 は そ の 保 護 者 の 相 談 に 応 ジ る と と も に ひ つ う え ん じ ょ お こ な み ん か ん き ょ う り よ く し ゃ 必 要 な 援 助 を 行 う 民 间 の 协 力 者 。
青年・成人学級	い ま な し ょ う が い 「ともに生き、ともに学ぶ」をスローガンに、障害のあるなしに関わらず16歳以上 せい ね ん せい じ ん さ ん か し ゃ か い き ょ う い く か つ ど う の青年・成人が参加し社会教育活動を実施している学級。障害のある青年もな せい ね ん ど う う ジ し ゆ て き が っ き ゆ う き か く う え い い青年も同様に自主的に学級の企画・運営を行う。
総量規制	し ょ う が い ふ く し と う て き せ い り よ う か く ほ し つ た か 障害福祉サービス等の適正な量を確保することで、質の高いサービスを利用者 て い き き よ う じ ぎ ょ う し ょ し い お こ な と う き き ょ う ど に 提 供 す る た め 事 業 所 指 定 を 行 う 東 京 都 と 連 携 し 、 新 規 よ り 定 員 増 を 伴 う じ ぎ ょ う し ょ し て い 事 業 所 の 指 定 を し な い こ と を い う 。
【た行】	
地域共生社会	ち い き き ょ う せ い し ゃ かい 制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域 た よ う し ゆ た い さ ん か く ひ と ひ と ひ と し げ ン せ だ い ぶ ン や こ の 多 様 な 主 体 が 参 画 し 、 人 と 人 、 人 と 資 源 が 世 代 や 分 野 を 超 え つな が る こ と で 、 じ ょ う み ん ひ ど り く い ち い き と も づ く し ゃ か い 住 民 一 人 一 人 の 暮 ら し と 生 活 が い 、 地 域 を 共 に 創 つ て い く 社 会 。
地域生活支援拠 点	ち い き せ い か つ し え ン き ょ 障害のある方の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた、居住支援のための き の う ち い き じ つ じ ょ う お う そ う い く ふ う せ い び 機 能 を 、 地 域 の 実 状 に 応 ジ た 創 意 工 夫 に よ り 整 備 し 、 障 罹 の 有 る 方 を 地 域 全 体 さ さ た い せ い で 支 ん え る サ ー ビ ス 体 制 の こ と 。
地域包括ケアシ ステム	ち い き ほ う か つ 介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう い り よ う か い ご か い ご よ ぼ う せ い か つ し え ン す と う に、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等の5つの分野で一体的に受けら し え ん た い せ い れ る 支 援 体 制 の こ と 。



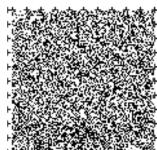
地域包括支援センター	平成17年の介護保険法改正で定められた、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設のこと。
チャレンジ雇用	知的障害者等を、1年以内の期間を単位として、各府省・各自治体において、非常勤職員として雇用し、1~3年の業務の経験を踏まえ、ハローワーク等を通じて一般企業等への就職につなげる制度のこと。
特別支援学校	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校。 平成19年の学校教育法改正前は、盲学校、聾学校及び養護学校だった。
特別支援学級	小学校、中学校、高等学校、専門学校や幼稚園においては、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒や幼児に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級。平成19年の学校教育法改正により、特殊学級から特別支援学級に名称変更された。
特別支援教育	従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行ふもの。
【な行】	
難病	難病法(難病の患者に対する医療等に関する法律)に基づく難病は、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期間にわたり療養を必要とすることとなるもの。このうち、当該難病の患者数が国内において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていることその他厚生労働省令で定める要件を満たすものを指定難病という。
【は行】	
バリアフリー	障害者が社会生活をしていく上で社会的、制度的、心理的なすべての障壁(バリア)となるものを除去すること。
ピアソーター	自らの経験を活かし、悩みを持つ障害者を支援する障害者のこと。



避難行動要支援者	<p>障害者等の防災施策において配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人のこと。平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられた。</p>
日野市障害者差別解消推進条例	<p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨を受け、障害を理由とする差別を解消するための取組を進め、市民や事業者が障害及び、障害者に対する理解を深めることで、障害の有無によって分け隔てされることのない共生社会を推進するため、令和2年4月より施行した条例のこと。</p> <p>不当な差別的取扱いの禁止、事業者による合理的配慮の提供の義務化などを定めている。</p>
ひのスタンダード	<p>日野市の特別支援教育の基準となる取組であり、子どもの能力を最大限に伸長し自立と共生社会の担い手を育む指導・支援の体系化と方法論の研究である。平成20年度に全教員が関わり研究し、その後書籍となった「通常学級での特別支援教育のスタンダード（東京書籍）」から始まる。その内容は、「包み込むモデル」として、子どもを支える環境を「地域環境・学校環境・学級環境・指導方法・個別的配慮」ととらえ、それぞれの階層の取組を充実させることを目指している。</p> <p>特に特別支援の必要な子どもだけでなく全ての子どもが分かる授業を目指し、「授業のユニバーサルデザイン化」を研究している。日野市では誰もが分かれる授業を追究するに当たり、まず特別支援の必要な子どもの授業でのつまずきに注目し、つまずきを解消するための授業の工夫を考えてきた。特別支援の必要な子どものつまずきの解消を図ることは、どの子どもにも有効と考え、それが授業のユニバーサルデザイン化となる。授業の工夫とは、焦点化、視覚化、共有化、スマールステップ化、授業展開の工夫などである。授業の工夫をしてもつまずきが解消されないときには、授業中の個別の指導、授業外の個に特化した配慮を考える。この学習の三段構えにより、全員が分かる授業の追及を小・中学校全校で実施している。</p>
福祉教育 ハートフルプロジェクト	<p>市内小中学生を対象に「気づき」「意識化」「行動」を軸にして日野市独自の福祉教材「ハートフルブック」を活用した授業を行ったり、障害当事者をはじめとする様々な方からお話を伺ったりすることで、“多様性”や“違い”について考える授業。</p>
福祉的就労	<p>障害者の就労形態の一つ。各種施設や小規模作業所等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。</p>

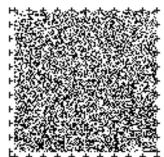


ふくし ひなんじょ 福祉避難所	災害時に、自宅や避難所での生活が困難で、医療や介護などのサービスを必要とする人を一時的に受け入れ、保護するための施設で、社会福祉施設などが指定される。
ほうじんこうけん 法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO等の法人が成年後見人等となり、障害者や高齢者等の判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。
ふくせきせい ど 副籍制度	特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が居住する地域の小・中学校(通常の学級)に副次的な籍(副籍)をもち、交流を通じて、居住する地域とのつながりを維持・継続するための制度。 特別支援学校に在籍する児童・生徒も「地域の子供である」という理念を関係者で共有することや、地域の中で児童・生徒同士がお互いを認め合い尊重する経験をとおして、相互理解が進み「豊かな心」をはぐくことが期待される。
ぎょう 【ま行】	
モニタリング	個別支援計画に沿って提供されたサービスについて、定期的に実施状況を把握し、継続的なアセスメント・利用者の対する面接を行い、その効果を評価すること。 モニタリングの結果により、必要に応じて個別支援計画の見直しを行う。
ぎょう 【や行】	
ヤングケアラー	原則として「本来大人が担うと想定されている家事や家族のケア(世話・介護)などを日常的に行っている子ども」。ヤングケアラーとしての状態は、年齢によって解決する問題ではないため、ライフステージに応じた切れ目のない支援をする必要がある。
ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別などに関係なく、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。アメリカのロナルド・メイスによって提唱された概念。
要約筆記	難聴者や失聴者などに、会議や講義などの内容を手書きやパソコンで入力した文章で伝えること。
ぎょう 【ら行】	
りょういく 療育	「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障害児やその家族、障害に関し心配のある方などを対象として、障害の早期発見・早期治療、訓練等による障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。



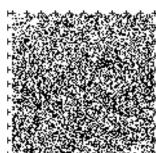
レスパイト

介護から離れられずにいる家族を、一時的に、一定の期間、障害児(者)の介護から開放することによって、日頃の心身の疲れを回復させ、ほっと一息つけるよう^{えんじょ}する援助のこと。

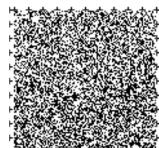


4 障害に関するシンボルマーク

各称	マーク	説明
障害者のための国際シンボルマーク		障害のある方が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。 車いすを利用する方だけでなく、障害のあるすべての方のためのマークです。
盲人のための国際シンボルマーク		世界盲人連合で1984年に制定された世界共通のマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などにつけられています。 信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。
身体障害者標識（身体障害者マーク）		肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。 やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。
聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）		政令で定める程度の聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。 やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。
手話マーク		ろう者自身や手話を必要としている方を対象に、手話でのコミュニケーションに対応していることを示すマークです。 「手話で対応をお願いします」「手話でコミュニケーションでできる人がいます」という意味を表しています。
筆談マーク		ろう者等、音声言語障害者、知的障害者、外国人などを対象に、相互に紙に書くことによるコミュニケーションに対応していることを示すマークです。「筆談で対応をお願いします」「筆談で対応します」という意味を表しています。



かくしょう 各称	マーク	せつめい 説明
みみ 耳マーク		聴覚に障害がある事を示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されているマークです。また自治体、病院、銀行などが、聴覚障害者に援助をすることを示すマークとしても使用されています。
けん ほじょ犬マーク		身体障害者補助犬法に基づき認定された補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を受入れる店の入口などに貼るマークです。不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、補助犬の受け入れが義務付けられています。
オストメイトマーク		オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した方）を示すシンボルマークです。オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。
ハート・プラス マーク		内臓に障害がある方を表しています。心臓疾患などの内部障害・内臓疾患は外見からはわかりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。
しょうがいしゃ こ よう し えん 障害者雇用支援マーク		公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。
はくじょうえすおーえす 「白杖SOSシグナル」 ふきゅうけいはつ 普及啓発シンボルマーク		白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある方を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。
ヘルプマーク		義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。



しょうがいしゃ ほ けんふくし
障害者保健福祉ひの6か年プラン

しょうがいしゃけいかく
障害者計画

れいわ ねんど れいわ ねんど
令和6年度～令和11年度

だい き ひ の し しょうがいふくし けいかく
第7期日野市障害福祉計画

だい き ひ の し しょうがい じ ふくし けいかく
第3期日野市障害児福祉計画

れいわ ねんど れいわ ねんど
令和6年度～令和8年度

れいわ ねん がつ
令和6年3月

はっこう ひ の し
発行／日野市

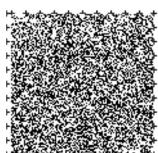
へんしゅう ひ の し けんこうふくし ぶ しょうがいふくし か
編集／日野市健康福祉部 障害福祉課

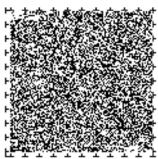
〒191-8686 日野市神明一丁目12番地の1

TEL 042-585-1111 (代表)

FAX 042-583-0294

E-mail syogaif@city.hino.lg.jp







ひのし　じぞくかのう　かいはつもくひょう　えす・でいー・じー・ず　しえん
日野市は持続可能な開発目標（S D G s）を支援しています。

